

綾瀬市障がい者福祉計画

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む)

令和6年度 - 令和8年度



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

綾瀬市

はじめに

本市では、障がいのある人が地域の中で安心して生活できる社会の実現を目指して、令和3年に策定した「綾瀬市障がい者福祉計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を含む）」に基づき、様々な施策や事業を展開してまいりました。

障がいの重度化、障がい者や介助者の高齢化などにより将来を見据えた支援の需要が高まっております。

また、障がいのある子どもが一貫して、保健・医療・福祉・教育など総合的な療育支援が受けられるよう、支援体制の更なる充実が求められています。

本市では、本人、その家族が望む生活を送れることができるよう、障がい児者相談支援センターやもみの木園を中心に、総合的・専門的な相談支援体制の充実やライフステージに応じた切れ目の無い支援体制の整備を進めてまいりました。

本計画は、地域の実情や社会情勢を踏まえつつ、地域生活を支える体制の強化及び社会全体におけるバリアフリーの推進を図り、基本理念である「障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり」の実現を目指すもので、その実行計画として策定いたしました。

今後も、着実に障がい福祉施策を展開していくために、市民の皆様をはじめ本市の障がい福祉施策を支えていただいている関係団体並びに関係機関の皆様と力を合わせ取り組んでいきたいと考えますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査への御協力や御意見・御提案をいただいた市民の皆様、長期にわたり御検討いただき、貴重な御意見をいただいた「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の皆様から厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

綾瀬市長 古塩 政由

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	5
第2節	計画の性格と位置づけ	6
第3節	計画の期間	7
第4節	計画策定の体制	7
第5節	計画の推進体制	8

第2章 綾瀬市における障がい者を取り巻く状況

第1節	障がい者数の推移	9
第2節	障害者手帳所持者等の状況	10
第3節	生活の状況	17
第4節	課題の整理	21

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	22
第2節	基本目標	23

第2部 障がい者福祉計画

第1章 計画の横断的視点と体系

第1節	計画の横断的視点	25
第2節	計画の体系	26

第2章 施策の展開

基本目標1	安心して暮らせる保健・医療の充実	28
基本目標2	ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実	34
基本目標3	個性と可能性を伸ばす教育の充実	43
基本目標4	働く喜びに満ちた就労機会の拡大	47
基本目標5	共に参加し交流する地域づくり	50
基本目標6	人にやさしい安全で快適なまちづくり	56
	ライフステージに合わせた施策展開	62

第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児者数の推計及び計画の基本的視点と体系

第1節	障がい児者数の推計	64
第2節	計画の基本的視点	65
第3節	計画の体系	67

第2章 各論

第1節	令和8年度の目標	68
第2節	障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み	74
第3節	障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み	78
第4節	地域生活支援事業の内容及び量の見込み	80
第5節	発達障がい者等に関する支援の内容及び量の見込み	84
第6節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る支援の内容及び量の見込み	85
第7節	必要量を確保するための方策	86

資料編

アンケート調査の概要	87
障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む） 策定部会部会員名簿	
障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む） 策定部会開催経過	
社会福祉審議会 委員名簿	
社会福祉審議会 開催経過	
社会福祉審議会 諮問・答申	
策定経過	
近年の法制度の変遷	
用語解説	

○「障がい」について

本計画では、『障害の「害」のひらがな表記取扱指針』に基づき、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重するとともに、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記しています。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

■■■ 第1節 計画策定の趣旨 ■■■

近年では障がいの重度化と高齢化が進む中、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

そのような中、平成23年8月には「障害者基本法」の改正により、これまでの3障がいに加え、発達障がい、その他の心身機能による障がいについても認められ、差別を禁止する条項等が加えられました。

平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に難病が加えられ、障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた場合に障害福祉サービス等の受給が可能となり、サービス決定においても障がいの多様化から標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が導入され、きめ細やかな認定が可能となりました。

その他にも「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」など障がい者施策に関する数多くの法律が施行されました。

本計画はこうした背景のもとに、障がい者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために策定するものです。

また、SDGsの17の目標は、地域共生社会の実現を目指す本計画の取組と関連する目標が含まれていることから、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会と地域共生社会の2つの社会の実現に向け、本計画では、SDGsの趣旨を踏まえて、各取組を推進していきます。

■■■ 第2節 計画の性格と位置づけ ■■■

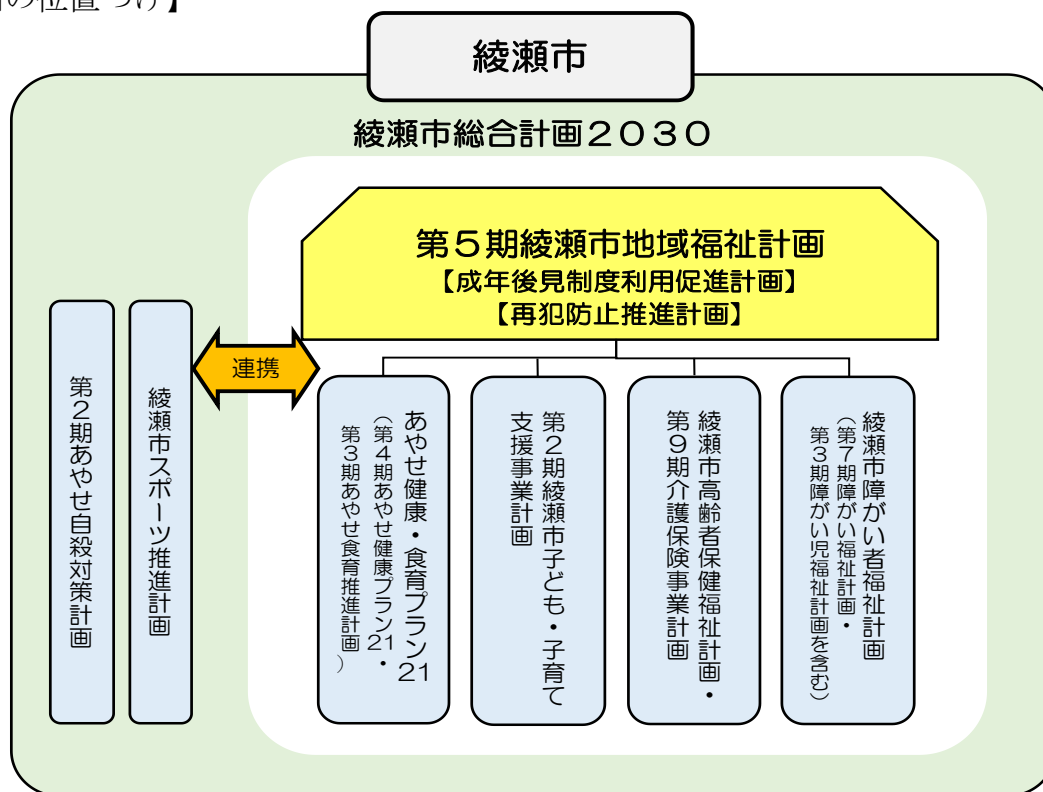
綾瀬市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により、本市の障がい者ニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について、福祉を含む幅広い分野（保健・医療、教育、雇用・就業等）の障がい者施策に関する基本的な考え方を定めることにより、総合的な推進を図るものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定により、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制を、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定により、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6年3月に策定された各福祉関連計画の上位計画となる「綾瀬市地域福祉計画」及び「綾瀬市総合計画2030」など他の関連計画と整合性を持って策定しています。

また、国の「障害者基本計画」及び県の「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画」を基本として策定しています。

【計画の位置づけ】



■■■ 第3節 計画の期間 ■■■

障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和6～8年度の3か年計画とし、その後も3年を1期として、定期的に見直しを行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

計画の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者福祉計画						
障がい福祉計画	計画期間 (R3～R5)			計画期間 (R6～R8)		
障がい児福祉計画						

■■■ 第4節 計画策定の体制 ■■■

本計画の策定にあたり、アンケート調査を実施し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するとともに、障がい者団体、障がい児者支援施設、民生委員・児童委員代表、公募市民からなる「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会」からいただいた意見を反映しました。

さらに、パブリックコメントを実施するとともに、社会福祉に関する事項について審議を行う社会福祉審議会に諮問し、答申をいただきました。

・ パブリックコメントの実施

本計画案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

- ① 募集期間 令和6年1月5日から令和6年2月5日
- ② 配布及び閲覧場所 障がい福祉課、行政資料コーナー、情報公開コーナー、市ホームページ、中央公民館、図書館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、保健福祉プラザ、綾北福祉会館、高齢者福祉会館、もみの木園、障害者自立支援センターばらの里・希望の家
- ② 意見提出者数 1人

■■■ 第5節 計画の推進体制 ■■■

1 市民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

本計画は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・まちづくり・防災など広範囲にわたるものであり、総合的に各施策を推進していく必要があるため、行政だけでなく、市民、社会福祉協議会、事業者等との協働・連携により計画の推進を図ります。

2 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実現のために、保健・医療・福祉が一体となったサービスの展開を基本とし、教育などの関連各部課や関係機関との連携をさらに強化し、全庁的な取り組みを行います。

また、すべての市職員が一人ひとりの状況に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 国・県等との連携

制度の充実や福祉施設の整備など財政的支出を伴うものについて、機会をとらえて国・県に要望するとともに、県のほか、近隣自治体とも連携・協力できる体制づくりを進めます。

4 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会における計画の検討及び進行管理

「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、計画の推進に必要な事項の検討を行うとともに、達成状況を報告し、点検・評価を実施することにより障害福祉サービスの一層の推進を図ります。

5 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会との連携

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に係るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」との連携を図るとともに、各専門部会の機能を活用することにより計画を推進していきます。

第2章 綾瀬市における障がい者を取り巻く状況

■■■ 第1節 障がい者数の推移 ■■■

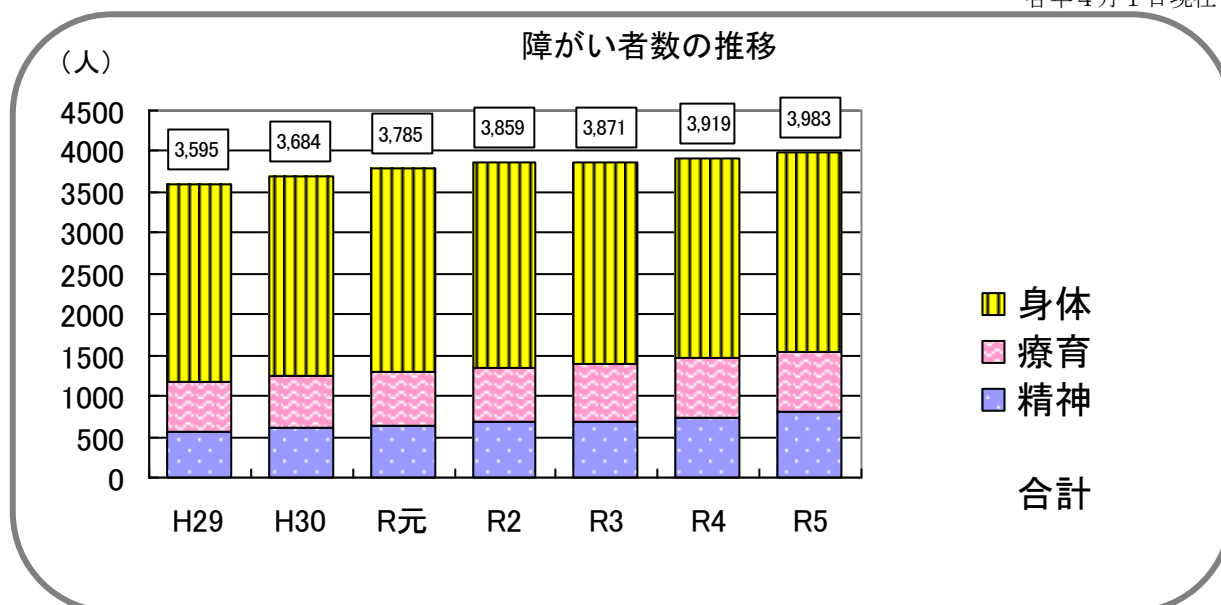
本市における各障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で3,983人であり、その内訳は身体障害者手帳が2,438人、療育手帳が740人、精神障害者保健福祉手帳が805人となっています。第6期計画策定時の見込数では、身体障害者手帳が2,596人、療育手帳が742人、精神障害者保健福祉手帳が797人で見込んでおり、精神障害者保健福祉手帳が見込よりも増加傾向にあります。

総人口に占める割合をみると、身体障害者手帳は令和2年以降減少傾向、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は平成29年から増加傾向であり、平成29年と令和5年の数を比較すると、身体障害者手帳は0.8%、療育手帳は19.3%、精神障害者保健福祉手帳は44.5%の増となっています。

■各障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移 (単位：人、%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
総人口	84,309	84,039	84,411	84,396	83,478	83,210	83,100
手帳所持者総数	3,595	3,684	3,785	3,859	3,871	3,919	3,983
身体障害者手帳	2,418	2,446	2,484	2,503	2,483	2,460	2,438
総人口に対する割合	2.87	2.90	2.94	2.97	2.97	2.96	2.93
療育手帳	620	629	666	682	705	718	740
総人口に対する割合	0.74	0.75	0.79	0.81	0.84	0.86	0.89
精神障害者保健福祉手帳	557	609	635	674	683	741	805
総人口に対する割合	0.66	0.72	0.75	0.80	0.82	0.89	0.97

各年4月1日現在



■■■ 第2節 障害者手帳所持者等の状況 ■■■

1 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年4月1日現在で2,438人であり、平成29年の2,418人と比較して20人の増加となっています。

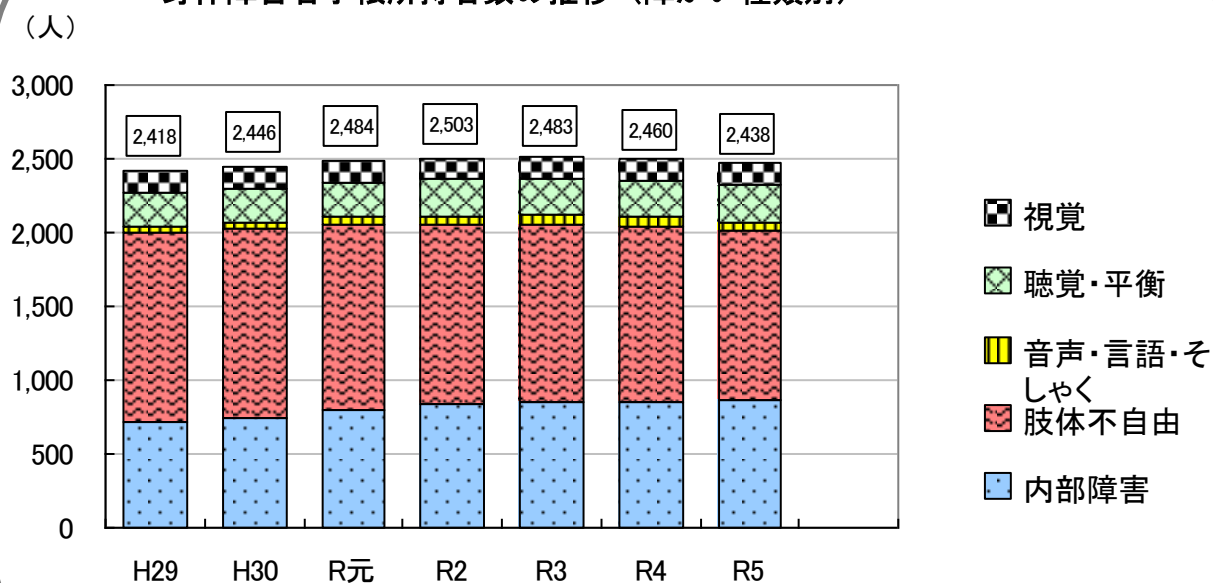
障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害となっています。肢体不自由は令和2年度以降減少傾向で、内部障害は平成29年から増加傾向です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）（単位：人）

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚	146	148	144	140	137	146	142
聴覚・平衡	229	227	237	256	253	248	254
音声・言語・ そしゃく	45	49	53	57	58	51	51
肢体不自由	1,277	1,282	1,250	1,212	1,187	1,158	1,129
内部障害	721	740	800	838	848	857	862
合計	2,418	2,446	2,484	2,503	2,483	2,460	2,438

※各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）



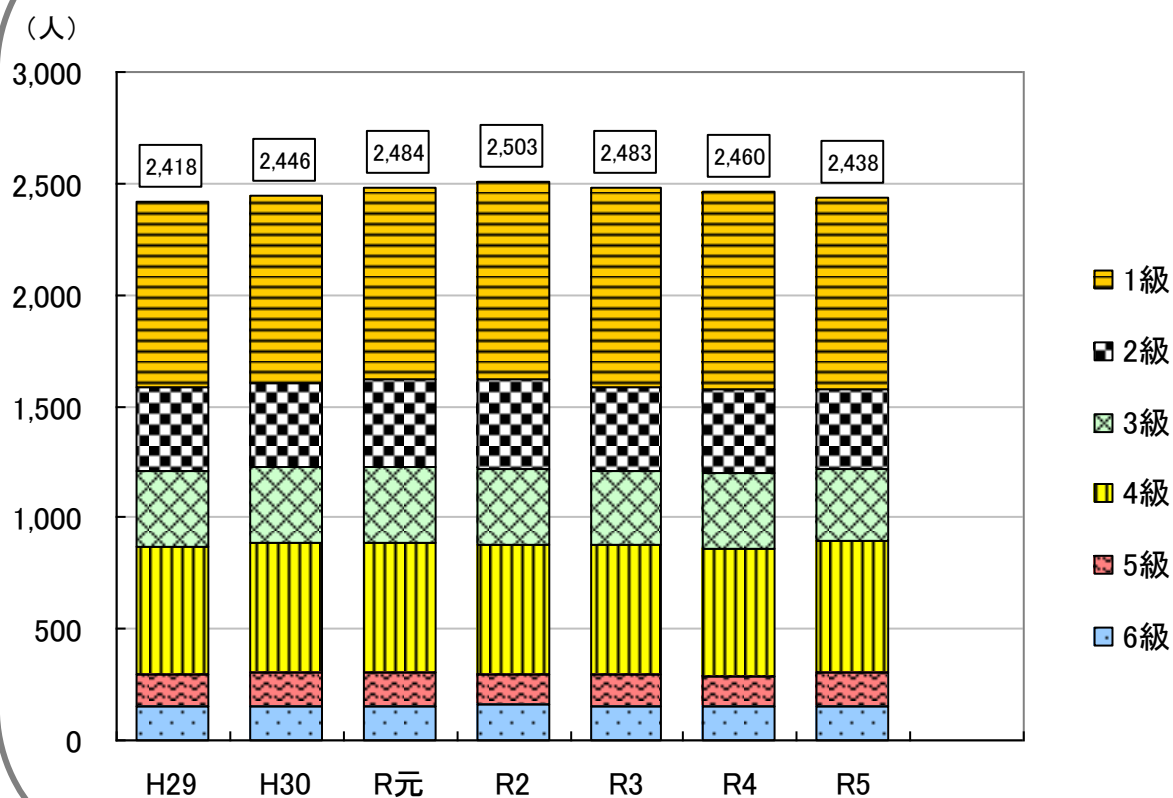
■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）

（単位：人）

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	835	841	861	884	895	884	866
2級	373	377	392	398	380	372	353
3級	341	344	342	340	333	341	324
4級	570	579	586	581	582	577	592
5級	145	149	147	137	143	136	147
6級	154	156	156	163	150	150	156
合計	2,418	2,446	2,484	2,503	2,483	2,460	2,438

※各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）



2 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年4月1日現在で740人であり、平成29年の620人と比較して、120人の増加となっています。

B2は平成29年から増加傾向です。その他の等級は年によって増減あるが横ばいです。

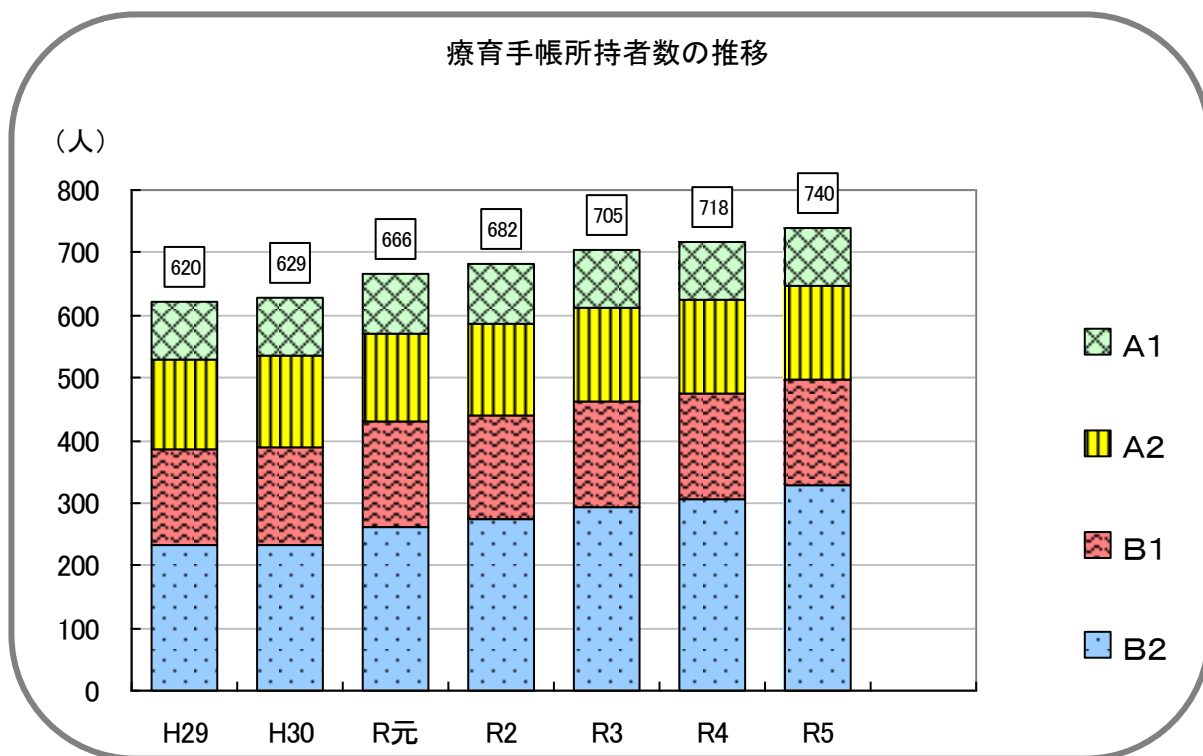
■療育手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	92	93	94	94	93	92	94
A2	142	147	143	149	149	151	148
B1	152	157	169	165	170	169	170
B2	234	232	260	274	293	306	328
合計	620	629	666	682	705	718	740

※各年4月1日現在

※A1（最重度、IQ20以下）、A2（重度、IQ21～35）、B1（中度、IQ36～50）、B2（軽度、IQ51～75）



3 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和5年4月1日現在で805人であり、平成29年の557人と比較すると248人増加し、増加率は44.5%となっています。

等級別で見ると、2級の手帳所持者が最も多くなっています。

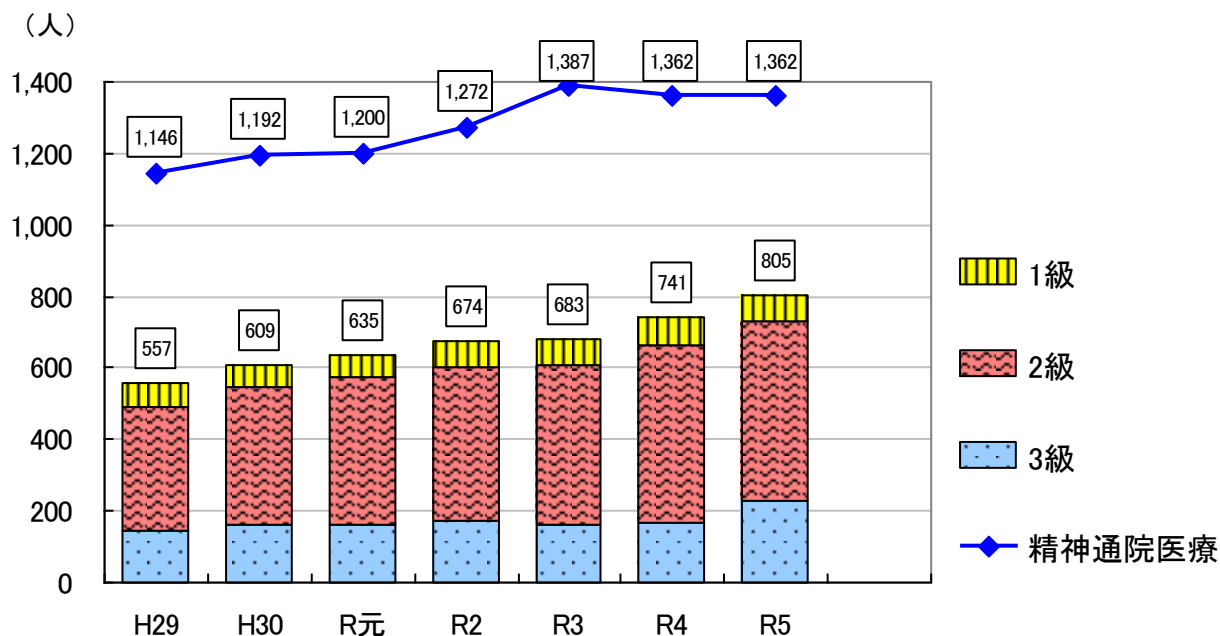
精神通院医療受給者数についても増加しており、令和5年には1,362人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数の推移 (単位：人)

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	66	63	60	69	73	78	74
2級	347	383	415	433	451	494	505
3級	144	163	160	172	159	169	226
合計	557	609	635	674	683	741	805
精神通院医療	1,146	1,192	1,200	1,272	1,387	1,362	1,362

※各年4月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数の推移



4 障がい児

身体障害者手帳を所持する児童の推移をみると、令和5年4月1日現在で54人であり、平成29年の57人と比較して、3人の減少となっています。年によって増減がみられますが、横ばいで推移しています。

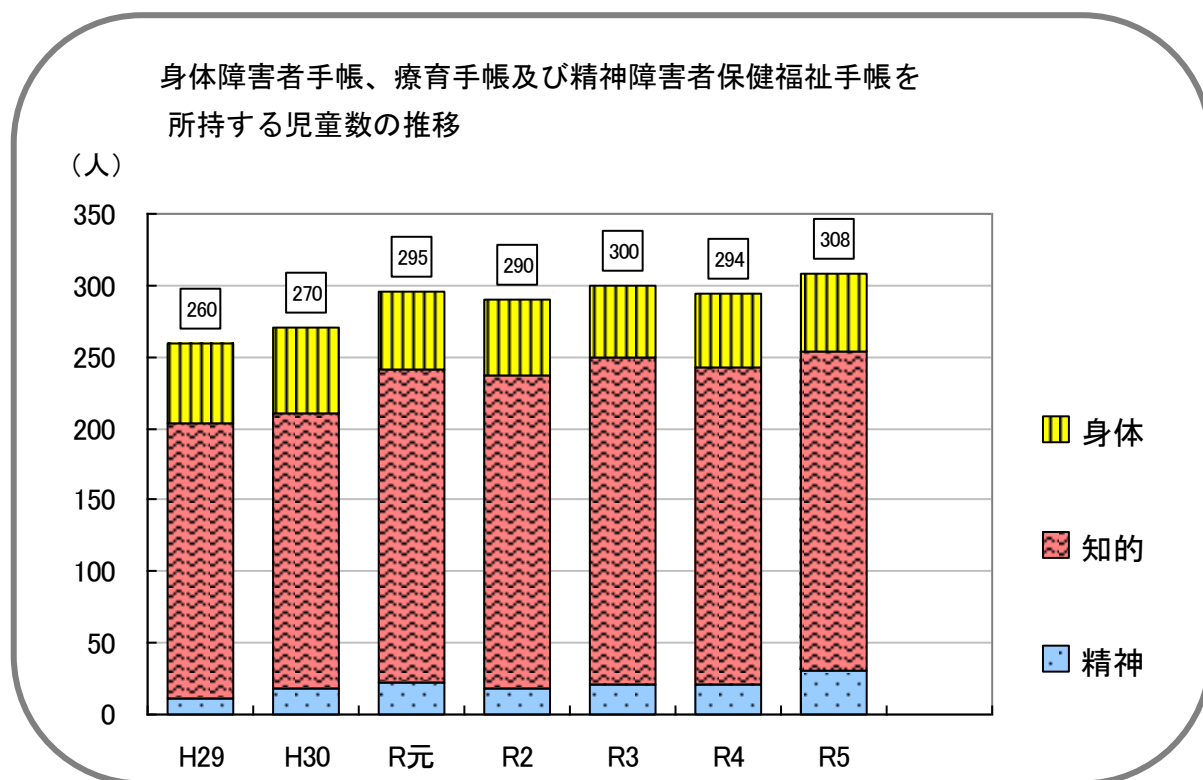
療育手帳を所持する児童の推移をみると、令和5年4月1日現在で224人であり、平成29年の192人と比較して、32人増加し、増加率は16.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持する児童の推移をみると、令和5年4月1日現在で30人であり、平成29年の11人と比較して、19人増加しています。

■身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する児童数の推移
(単位：人)

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体	57	59	54	53	51	51	54
知的	192	193	218	219	228	222	224
精神	11	18	23	18	21	21	30
合計	260	270	295	290	300	294	308

※各年4月1日現在



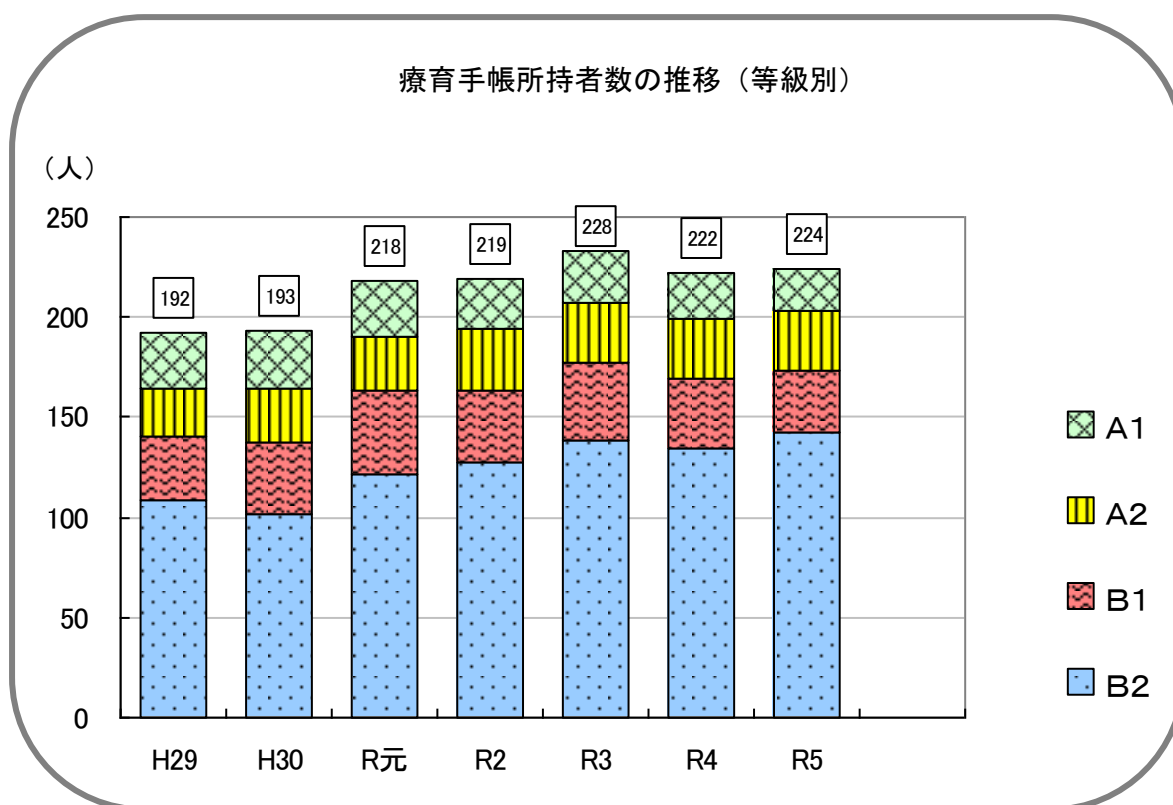
療育手帳を所持者する児童数の推移を等級別にみると、A1は28人から21人（7人減）、A2は24人から30人（6人増）、B1は31人から31人（横ばい）、B2は109人から142人（33人増）となっており、B2の増加が顕著となっています。※平成29年と令和5年の比較

■療育手帳所持者する児童数の推移（等級別）（単位：人）

	平成 29年	平成 30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	28	29	28	25	26	23	21
A2	24	27	27	31	30	30	30
B1	31	35	41	36	39	35	31
B2	109	102	122	127	133	134	142
合計	192	193	218	219	228	222	224

※各年4月1日現在

※A1（最重度、IQ20以下）、A2（重度、IQ21～35）、B1（中度、IQ36～50）、B2（軽度、IQ51～75）



5 難病患者

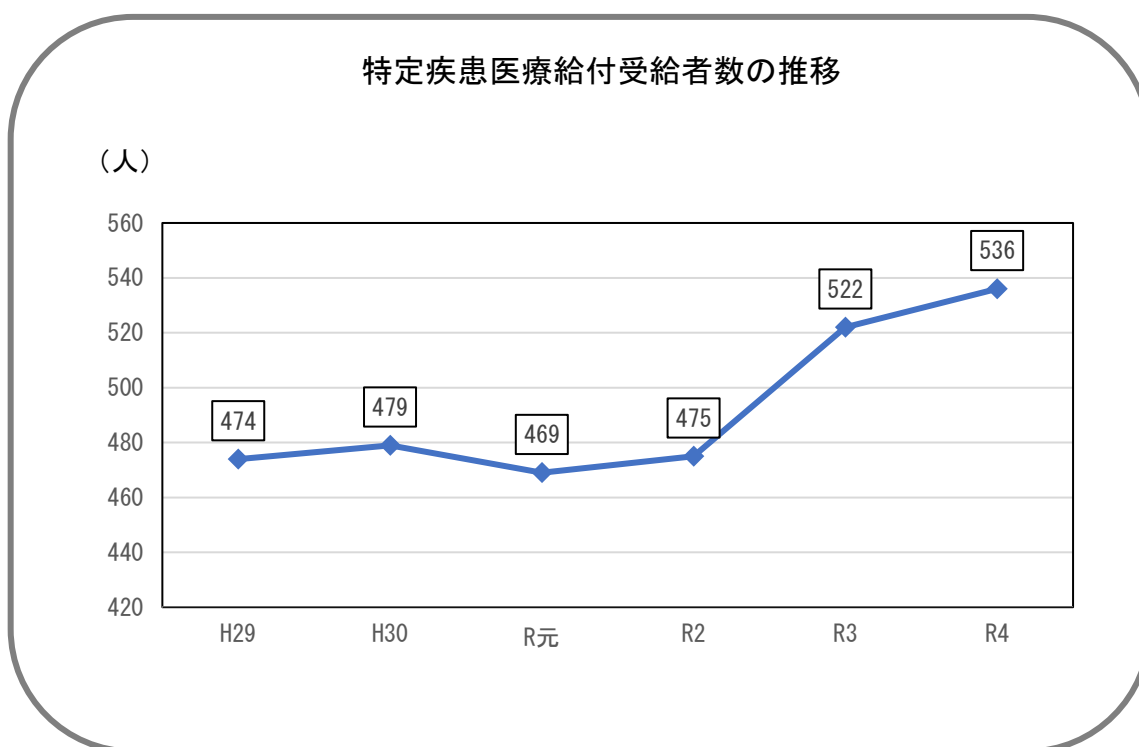
難病患者については、特定疾患医療給付受給者数の推移をみると、令和4年度で536人となっており、平成29年度の474人に比べて13%増加しています。

■特定疾患医療給付受給者数

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
把握者数	474	479	469	475	522	536

資料：神奈川県 健康医療局 保健医療部がん・疾病対策課 難病対策グループへの照会による



■■■ 第3節 生活の状況 ■■■

1 就学等の状況

(1) 特別支援学校

令和5年4月5日現在、近隣の特別支援学校4校に、幼稚部2人、小学部13人、中等部14人、高等部33人、合計で62人の児童・生徒が在籍しています。

■特別支援学校在籍数

(単位：人)

区分	学年	瀬谷支援学校	座間支援学校	えびな支援学校	平塚ろう学校	合計
幼稚部	1	-	-	-	1	1
	2	-	-	-	1	1
	3	-	-	-	0	0
	計	-	-	-	2	2
小学部	1	0	0	3	1	4
	2	0	0	2	1	3
	3	0	0	1	0	1
	4	0	0	2	0	2
	5	0	0	2	0	2
	6	0	0	1	0	1
	計	0	0	11	2	13
中等部	1	0	0	8	0	8
	2	0	0	2	0	2
	3	0	0	4	0	4
	計	0	0	14	0	14
高等部	1	6	3	8	0	17
	2	2	1	5	0	8
	3	0	0	7	1	8
	計	8	4	20	1	33

※令和5年4月5日現在

(2) 幼稚園・保育所等

本市には障がいのある子どもを受け入れている幼稚園が5園、保育所等が15園、児童発達支援センターが1園あり、令和4年度末で合計61人が通園しています。

■幼稚園・保育所在籍数

(単位：人)

	公立		私立		合計	
	園数	障がい児数	園数	障がい児数	園数	障がい児数
幼稚園	-	-	5	17	5	17
保育所等	2	2	8	13	10	15
児童発達支援センター	1	29	-	-	1	29
合計	1	31	13	30	16	61

※令和4年度実績

(3) 特別支援学級及び通級指導教室

令和5年4月5日現在、特別支援学級を小学校に31学級、中学校に17学級設置しており、合計で199人の児童・生徒が在学しています。

また、言語障害、難聴等により特別な教育対応を必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、令和5年4月5日現在130人の児童が通級しています。

■特別支援学級及び通級指導教室在籍数

(単位：人)

	特別支援学級						通級指導教室
	小学校		中学校		合計		小学校
	学級数	在籍者数	学級数	在学者数	学級数	在籍(学)者数	通級児童数
令和2年	25	112	13	46	38	158	149
令和3年	32	120	14	58	46	178	143
令和4年	31	126	14	59	45	185	129
令和5年	31	123	17	76	48	199	130

※各年4月現在

2 雇用の状況

(1) 市内の雇用状況

令和5年6月1日現在、大和公共職業安定所管内における「障害者の雇用の促進等に関する法律」における法定雇用率2.3%が適用される民間企業（常用労働者数45.5人以上）193社のうち、法定雇用率を達成している企業数は96社、達成率は49.7%で、令和元年の55.2%と比較し5.5%減となっています。

■大和公共職業安定所管内の雇用状況

(単位：社)

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法定雇用率が適用される企業数	192	195	207	202	193
雇用率達成企業数	106	110	105	101	96
雇用率未達成企業数	86	85	102	101	97

資料：神奈川県労働局職業安定部職業対策課への照会 各年6月1日現在。

注）本社又は本社機能の所在地ごとにその企業全体の雇用数を集計したもので、必ずしも当該地域の障がい者雇用状況を反映するものではありません。

(2) 特別支援学校卒業者の進路

市内の特別支援学校卒業者の進路状況は次のとおりです。

■特別支援学校卒業者の進路状況の推移

(単位：人)

区分	令和3年3月卒業者	令和4年3月卒業者	令和5年3月卒業者
生活介護	4	4	4
就労移行支援	3	0	1
就労継続支援A型	0	0	1
就労継続支援B型	1	3	2
能力開発センター	0	0	0
就 職	0	0	2
進 学	0	0	0
施設入所	1	0	0
その他	1	0	0
計	10	7	10

※卒業時点で、市が進路状況を把握している卒業者の集計

3 各種手当の支給状況

(1) 各種手当の支給状況

令和5年度における各種手当の支給状況は次のとおりです。

■各種手当の支給状況

(単位：人)

手当の種類	支給実績
特別児童扶養手当	2,000
障害児福祉手当	337
特別障害者手当	612
経過的福祉手当	36
愛護手当	3,420
神奈川県在宅重度障害者等手当	69

※令和5年度支給延べ人数（見込み）

※愛護手当、神奈川県在宅重度障害者等手当は、令和5年度支給対象者数

(2) 重度障害者医療費助成

重度障害者医療費助成対象者数の推移をみると、令和5年度は969人であり、令和元年度の1,021人と比較すると52人減少し、5.3%の減少となっています。

■重度障害者医療費助成対象者

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者医療費助成対象者数	1,021	1,006	999	979	969

※各年度末現在（令和5年度は見込み）

■■■ 第4節 課題の整理 ■■■

前期計画で整理した課題への取り組み状況と現状分析、アンケート結果から次の2項目を主な課題として整理しました。

1 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援機能及び地域生活支援拠点の機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に関係機関と連携し、障がい者自身の希望や意思を尊重しその実現に向け、障がいの種別に限らず、性別、年齢、生活実態などの個別性に応じた包括的・専門的な相談支援体制が求められています。

また、障がい者及び介助者の高齢化など「親なきあと」を見据えて、住まいの場の確保や緊急時の受入等の地域生活支援拠点の機能の充実の必要性が高まっています。

【取り組み状況と現状分析等】

前期計画で整理した「相談支援体制の充実・強化等」という課題に対し、障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業を実施するとともに、市内の相談支援事業所への指導や市内サービス提供事業所との連絡会、研修会等も行っています。また、「親なきあと」をテーマとした個別相談会等を実施しています。アンケート結果では介助者の高齢化の割合が高く「親なきあと」を見据えた支援の必要性が高まっています。

2 ライフステージに応じた切れ目の無い療育体制の充実

もみの木園（児童発達支援センター）は地域における障がい児支援の中核的な役割を担う支援機関として、保育所等訪問支援の活用等により、障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進するとともに、障がい児のライフステージに応じた、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携の強化を図り、切れ目のない相談支援体制の質を高める必要があります。

また、学齢期から青壮年期への移行時の支援に関して、重層的な支援体制の充実が求められています。

【取り組み状況と現状分析等】

前期計画で整理した「ライフステージに応じた切れ目の無い療育体制の整備」という課題に対し、もみの木園（児童発達支援センター）が中心となり障がい児やその家族を支える地域の中核的役割を担い、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関と連携することにより、医療的ケア児に対し、総合的・包括的な支援が提供できる体制の強化に向けて取り組んでいます。また、アンケート結果では乳幼児期・学齢期の支援体制の充実度は高い一方で、卒業後の就職支援等が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

■■■ 第1節 基本理念 ■■■

各福祉関連計画の上位計画である「綾瀬市地域福祉計画」の基本目標を受け、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり

「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」そして「エンパワーメント」の考え方に基づいて、障がいのある人を含むすべての市民がともに生きる住みよいバリアフリーのまちの実現を目指します。

そのため、障がいのある人の自立や社会復帰に向けた支援体制の整備を推進します。

また、障がいのある人が単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体となり、住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

■■■ 第2節 基本目標 ■■■

『障がい者が自立し、安心して快適に生活できるまちづくり』という基本理念を実現していくため、次の6つの基本目標のもとに綾瀬市の障がい福祉施策の充実を図ります。

基本目標1 安心して暮らせる保健・医療の充実

健康であることは、社会的に自立して生活するためには重要なことであり、障がいの程度やライフステージに応じて、適切な保健・医療サービスを受けられることが大切です。

住みなれた地域で障がいや疾病がありながらも安心した生活を送れるよう、障がいの早期発見、早期療育体制の充実とともに、保健・医療・福祉サービス等の連携に基づいた、継続的な相談・支援体制の充実に取り組みます。

基本目標2 ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実

障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化、社会参加の促進等により、必要とされるサービスも多様化しています。また、利用者が必要なときに必要なサービスを使うことができるよう、提供体制を充実する必要があります。

また、障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、情報提供体制や相談体制の充実に努めるとともに「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」をはじめ、当事者団体や関係団体、ボランティア団体等と連携し、一人ひとりの障がいの種類や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を進めます。

基本目標3 個性と可能性を伸ばす教育の充実

子どもの成長において、教育は重要な役割を果たしています。特に障がいのある子どもや家族に対し、障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を乳幼児期から継続的に支援していくことが重要です。

そのため、一人ひとりの障がいの状況に応じた療育・教育の充実に努めるとともに、保護者への支援体制、就学から卒業後の地域生活に至る相談支援など、ライフステージに応じた一貫した支援体制の確立を目指します。

また、障がいのある人もない人も、地域の中で支えあうことのできる社会づくりに向け、幼少時から交流機会を積極的に設け、ノーマライゼーションの理念の浸透を目指します。

基本目標 4 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、事業主やそこで働く人と地域の人々の理解と支援が重要です。

働く意欲のある人が可能な限り一般就労に就くことができるよう、多様な就労支援を展開するとともに、一般就労に就くことが困難な人に対しては、福祉的就労の場の確保を進めます。

基本目標 5 共に参加し交流する地域づくり

障がい者が自立した生活を送り、自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるようにするためには、自ら生涯学習やスポーツ活動などの社会活動に参加することが大切です。

そのため、一人ひとりの意欲と適性に応じた社会活動への参加の機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動などを促進し、障がいのある人もない人もともに生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

基本目標 6 人にやさしい安全で快適なまちづくり

公共施設や道路環境のバリアフリー化は進みつつあるものの、依然として障がいのある人等に対する配慮や理解は十分とはいえません。

障がいのある人にとって住みよいまちをつくっていくことは、すべての人にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進するとともに移動支援に関する事業の充実により、障がいのある人の外出の機会を確保することが重要です。

また、災害時等の安全を確保するために、災害時要配慮者に対する防災・災害対策の充実を進めます。

第2部 障がい者福祉計画

第1章 計画の横断的視点と体系

■■■ 第1節 計画の横断的視点 ■■■

基本理念や基本目標を実現するため、各基本目標に共通する横断的視点から取り組みを進めます。

1 社会全体におけるバリアフリー化の推進

障がいのある人もない人もともに人間としての尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、物理的、精神的なバリアフリーを推進し、すべての市民が生活しやすいまちづくりを目指します。

2 障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて、「自ら望む暮らし方」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った支援を提供するため、相談、利用支援などの体制を充実します。

3 障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

生涯を通じて、住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、家族への支援を含め、乳幼児期から高齢期まで一貫した、保健・医療・福祉・教育など総合的な施策の展開を図ります。

■ ■ ■ 第2節 計画の体系 ■ ■ ■

基本目標1 安心して暮らせる保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期療育体制の整備

- ①健康診査の充実 ②訪問事業の充実 ③療育体制の充実

保健・医療体制の充実

- ①健康診査・訪問指導の充実 ②健康相談・健康教育の充実 ③医療の支援

精神保健福祉対策の充実

- ①精神保健福祉事業の充実 ②社会参加・社会復帰施策の推進 ③包括的な支援の推進

基本目標2 ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実

在宅生活支援サービスの充実

- ①在宅福祉サービスの充実 ②障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

住まいの場の確保と通所施設の充実

- ①住まいの場の充実 ②通所施設の充実

福祉手当

- ①経済的支援の周知

障がい児支援

- ①障がい児支援の充実

相談支援及び権利擁護体制の充実と差別の解消

- ①相談体制の充実 ②権利擁護体制の充実 ③差別の解消 ④選挙への参加の確保

基本目標3 個性と可能性を伸ばす教育の充実

就学前児童の援助の充実

- ①障がい児保育の推進 ②就学相談・指導等の充実

特別支援教育等の充実

- ①特別支援教育等の推進 ②教職員研修の充実 ③交流教育の推進
④ふれあい交流の推進

基本目標4 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

一般就労の促進

- ①障がい者雇用の促進
②障がい特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保と定着支援の促進

福祉的就労への支援促進

- ①福祉的就労への支援

基本目標5 共に参加し交流する地域づくり

スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

- ①スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

社会活動参加の促進

- ①交流活動の促進 ②心のバリアフリーの推進 ③当事者団体活動への支援

情報バリアフリー化の推進

- ①情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実

基本目標6 人にやさしい安全で快適なまちづくり

バリアフリーの推進

- ①バリアフリーのまちづくりの推進

移動支援の充実

- ①移動手段確保への支援

防災・災害対策の充実

- ①要配慮者対策の推進 ②自主防災活動などの推進

第2章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる保健・医療の充実

1 障がいの早期発見・早期療育体制の整備

【現状と課題】

障がいの原因となる各種疾病や要因を早期に発見し、治療や療育・訓練を行うことは、障がいにより生じる様々な支障の軽減と重度化を防止するうえで大変重要です。

市では、疾病や要因の早期発見・早期治療を図るため、妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、訪問事業を実施し、健康診査後の相談・指導については、医療機関等と連携を図りながら、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めています。

また、幼稚園等の集団に入ってから発見される軽度発達障がいなどの疑いについて、保護者の気づきの場とともに必要に応じて療育機関につなげ、入学に向けての準備や教育機関への橋渡しを行う5歳児発達相談を実施しています。

一人ひとりの状況にあった療育をより効果的に推進していくためには、乳幼児期からの保健・医療・福祉分野の支援にとどまらず、その後の教育や地域活動を視野に入れた一貫した切れ目のない支援が求められています。

今後ももみの木園（児童発達支援センター）を中心とした幼稚園や保育所等、保健・医療・福祉の関係機関等との連携を強化し、早期に適切な療育支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①健康診査の充実

○乳幼児の疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査事業等の一層の充実を図ります。

事業名	事業概要	主管課
妊産婦健康診査・ 新生児聴覚検査・ 乳幼児健康診査	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査を実施し、発育・発達等の相談と育児支援を行います。また、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療を図ります。 ・妊産婦健康診査 ・4～5か月児健康診査 ・8～10か月児健康診査（委託） ・1歳6か月児健康診査（内科のみ委託） ・2歳児歯科健康診査 ・3歳6か月児健康診査	健康づくり 推進課
5歳児発達相談	就学前の子どもの成長発達を確認し、軽度発達障がいがある場合には相談機関につなげます。	健康づくり 推進課

※掲載している関連事業は、計画策定時点のもので、計画期間である令和8年度までの間に事業内容や主管課等が変更となる場合があります。

②訪問事業の充実

- 乳児家庭全戸訪問を実施するほか、経過観察や適切な相談・助言が必要な乳幼児及び保護者に対して、定期的な訪問を行うことにより、育児支援の充実を図ります。
- 保育所等や小学校のほかに、乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行います。

事業名	事業概要	主管課
保育所等訪問支援事業	幼稚園や保育所等を訪問し、保護者や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	障がい福祉課 (もみの木園)
出産子育て応援事業	妊娠期から児が2歳に達するまで伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせ、妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるように支援を行います。	健康づくり推進課

③療育体制の充実

- もみの木園（児童発達支援センター）に療育相談支援専門員を配置し、職員のスキルアップを図ることで、さらなる療育の質の向上に取り組みます。
- もみの木園（児童発達支援センター）を中心とし、保健・医療・福祉の連携のもとに、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育への流れがスムーズに行われるよう、市内の療育体制の充実に努めます。
- 子どもの成長に合わせた切れ目の無い支援を行うために、関係機関や「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」との連携による療育支援体制の充実を図ります。

事業名	事業概要	主管課
児童発達支援事業	もみの木園（児童発達支援センター）では、概ね2歳6か月から就学前の幼児を対象に、基本的な生活習慣の自立、機能訓練、集団生活を通して社会性、環境への適應ができるように療育支援を行います。また、母子登園を通して、保護者との養育相談や療育情報の提供を行います。	障がい福祉課 (もみの木園)
在宅障害児機能訓練事業	障がい児の機能回復訓練及び言語訓練を定期的に行います。	障がい福祉課 (もみの木園)
障がい児相談	療育、発達相談及び入園、見学についての相談及び専門的対応を要する際の相談等を随時実施します。	障がい福祉課 (もみの木園)
フォロー教室（なかよしサークル）	1歳6か月児・3歳6か月児健康診査や相談等で、言葉や運動の発達の遅れについて心配のある幼児を対象に教室を実施し、親子遊び等を通して保護者の育児支援を行います。また、必要に応じて、もみの木園等の療育にもつなげます。	健康づくり推進課
あやせサポートブック	子どもの成長を記録し、支援をつないでいくための冊子です。生まれてからの成長の記録、支援や教育の記録を「保護者・本人・関係者」が書き込むことで一貫性のある方針のもとで関わっていくことができます。	健康づくり推進課

2 保健・医療体制の充実

【現状と課題】

超高齢社会により、疾病構造が変化し、生活習慣病や疾病による障がい発生の割合が高くなってきています。

また、高齢者単身世帯が増えるとともに、医療介護の様々なニーズを有する方が増加しており、疾病予防、介護予防の連携も必要です。

健康の維持や向上のためには、生活習慣病及び重症化予防を図ることが必要です。健康診査等を受診し、自分自身の健康状態を知ることと、生活習慣病である循環器疾患、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）を予防するため、特定健診受診者で、リスクがある方を対象に、個人通知を行い、健康教室等で正しい知識の情報提供と普及啓発を実施しています。

また、特定健診を受診して、血圧や血糖等の要治療者に対して、受診勧奨のための重症化予防事業や向精神薬を内服している重複・頻回受診者に対して訪問等による適切な受診勧奨を実施しています。

さらに、介護予防として運動機能の維持のために、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防の普及啓発を実施しています。

今後も生活習慣病や疾病の予防に関する普及啓発や受診率を高めるための取り組みが必要です。

【施策の方向性と関連事業】

①健康診査・訪問指導の充実

○生活習慣病及び重症化予防を図るため、特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上に努めます。

事業名	事業概要	主管課
特定健康診査事業・特定保健指導事業	生活習慣病の重症化予防のため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病、重症化予防のために特定健康診査、特定保健指導、訪問による重症化予防事業、重複・頻回受診者対策事業を行います。	保険年金課・健康づくり推進課
訪問指導	要指導者の家庭を保健師、管理栄養士が訪問し、保健指導を行います。	保険年金課・健康づくり推進課

②健康相談・健康教育の充実

○市民の健康意識を高め、市民が自ら健康づくりに取り組めるよう、各種健康づくり事業を開催します。

事業名	事業概要	主管課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	地域の健康課題の分析・対象者の把握、事業の企画・調整・評価を行い、医療専門職が高齢者に対する個別的指導事業と通いの場等への積極的な関与事業実施し、フレイル予防と介護予防に取り組みます。	保険年金課・健康づくり推進課・地域包括ケア推進課
健康教育・健康相談事業	生活習慣病の重症化予防のため、各種健康教育、健康相談を実施します。	健康づくり推進課
健康づくり事業	市民の健康意識を高め、市民自らが健康づくりに取り組めるよう健康度見える化コーナー（未病センターあやせ）を活用した講座を開催するとともに、食生活改善推進員との食育教室の共催により、健康的な食生活の啓発・普及を推進します。	健康づくり推進課

③医療の支援

○障がいの軽減を図るために行う医療（身体障がい児者の障がいを軽減し機能回復を目的とした手術等）や精神疾患に係る長期的な通院をする際の費用負担の支援を行います。

また、重度障がい児者に対する医療費の助成により経済的負担の軽減を図り、健康の保持・増進を図っています。

事業名	事業概要	主管課
自立支援医療（更生医療）	一般医療によって、既に治癒した身体障がい者に対して、その日常生活能力や職業能力を回復させることを目的とします。	障がい福祉課
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の利用によって、日常生活能力を回復させることを目的とします。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院）	精神障がい者が、長期の精神疾患に係る通院によって、症状を少しずつ安定・改善していくことを目的とします。	障がい福祉課
重度障害者医療費助成事業	重度障がい児者が医療機関で受ける保険診療医療費等のうち、自己負担分（保険適用内）を助成します。	障がい福祉課

3 精神保健福祉対策の充実

【現状と課題】

地域で安心して暮らすためには、精神的健康の保持増進が大切であることから、心の健康に関する知識の普及啓発や相談支援を実施しています。

また、精神障がい者が住みなれた地域で生活するためには、地域生活を支える社会資源の活用とともに、地域住民の理解と協力を得ることが重要となります。

市内に地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）を2か所設置し、精神障がい者の継続的な居場所・就労訓練の場を確保しています。

また、地域住民への精神保健福祉の普及啓発や個別相談支援を実施し、精神障がい者の地域生活を支援しています。

今後は、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の精神分野連絡会を地域包括ケアシステムとして位置づけ、地域の実情の把握や普及・啓発を実施するとともに、重層的な連携・支援が行える体制の整備を行う必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①精神保健福祉事業の充実

- こころの健康づくり講演会や適切な相談支援を行い、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
- 精神保健福祉の普及啓発を行い、精神障がい者への理解の促進を図ります。
- 障がい児者相談支援センターでは、精神障がい者や家族への相談を引き続き行い、地域生活や社会参加・社会復帰を支援します。

事業名	事業概要	主管課
家族教室	精神障がい者への対応や病気について学ぶとともに、情報交換を通して、家族の精神障がい者への理解を深めます。厚木保健福祉事務所大和センターと共同で開催。	障がい福祉課
障がい児者一般相談支援事業（精神障がい）	精神保健福祉士による医療、福祉、生活全般の相談や就労相談などを行い、精神障がい者を支援します（事前予約制）。	障がい福祉課 （障がい児者相談支援センター）
こころの健康づくり講演会、こころの健康・訪問相談	精神科医等による自殺予防の基礎知識やゲートキーパーについての研修を開催します。また、こころの不安や悩みについて相談や訪問を行います。	健康づくり推進課

②社会参加・社会復帰施策の推進

- 家庭内にひきこもりがちな精神障がい者が定期的に外出できる居場所及び社会参加の機会を確保し、生活力の向上を図ります。
- 地域で生活する精神障がい者への作業訓練の場を提供することで自立と社会復帰を促進します。

事業名	事業概要	主管課
精神障害者地域活動支援センター (Ⅰ型) 委託事業	創作活動や社会との交流の機会の提供を行う地域活動支援センター(Ⅰ型)を設置し、家庭内にひきこもりがちな精神障害者の継続的な居場所・社会参加の機会を確保します。	障がい福祉課
精神障害者地域活動支援センター (Ⅲ型) 補助事業	就労することが困難な精神障害者に作業訓練等の場を提供する地域活動支援センター(Ⅲ型)に運営費を助成し、精神障害者の社会参加、社会復帰の促進を図ります。	障がい福祉課

③包括的な支援の推進

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の精神分野連絡会を中心に、住まいの確保、地域移行、アウトリーチ支援、家族支援、退院後の医療の継続支援など、地域ニーズの把握を行います。
- また、把握した地域課題に柔軟に対応できるよう、保健・医療・福祉などの関係機関が集まり精神障害者のニーズに特化した基盤整備を進め、地域全体が障害者を負担なく自然に受け入れられるように双方向の普及啓発の実施など、障がい者・家族・地域が調和的に機能するよう多角的な支援を追求し活動していきます。

基本目標2 ゆとりのある生活を支える福祉サービスの充実

1 在宅生活支援サービスの充実

【現状と課題】

市では、居宅介護（ホームヘルプサービス）を中心とした「訪問系サービス」、自立訓練や就労支援などを行う「日中活動系サービス」、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などを行う「居住系サービス」、相談支援や日常生活用具の給付などを行う「地域生活支援事業」について具体的な内容や数値目標を定め、事業を推進しています。

また、保護者の急病などにより障がい者を保護・介護できなくなった場合に、緊急に受け入れることにより、安心した地域生活を支える体制の確保に努めています。

令和4年度の障害福祉サービス利用者は約800人でしたが、アンケート結果では介助者の高齢化も課題となっており、今後の利用者の増加が見込まれます。

今後も、保健福祉プラザ内に設置した障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業所や障害福祉サービスを提供する事業所などの関係機関との連携を強化しながら、利用者のニーズの把握と必要なサービス見込量の確保について調整を行い、個々の利用者に応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスを提供できる社会資源の整備と質の向上が必要です。

また、その他の在宅福祉サービスについても、必要に応じた事業を継続実施するとともに充実に努める必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①在宅福祉サービスの充実

- 障がいのある人の日常生活上の自立を支援するため、多様化するニーズに対応し、必要なサービスを自らの意思で選択し利用できるよう、障がい児者相談支援センターを中心に関係機関と連携を強化し、各種サービスの提供方法の改善や工夫を進めます。

事業名	事業概要	主管課
障害者補装具給付事業	身体障がい児者の失われた部位などを補う補装具の購入又は修理に要する費用の支給を行います。	障がい福祉課
住宅設備改良費助成事業	在宅の重度障がい児者が日常生活を送っていくうえでの困難を改善するために行う住宅設備改良費の助成を行います。	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。	障がい福祉課
施設通所交通費助成事業	社会福祉施設等に通所する障がい者の交通費を助成します。	障がい福祉課

事業名	事業概要	主管課
福祉タクシー及び自動車燃料費助成事業	重度の在宅障がい者に対して社会参加支援として、タクシー運賃や自動車燃料費の一部を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。	障がい福祉課
緊急通報システム事業	一人暮らし等で障がいのある方の世帯に対し緊急通報機器を貸与することにより、緊急事態発生時の対策を講じます。	障がい福祉課
ごみ戸別収集事業	近隣に親族などが住んでおらず、自分でごみを収集場所まで出すことが困難な障がいのある方を対象に、ごみの戸別収集を行います。	障がい福祉課
障がい者緊急一時受入事業	保護者の急病などにより障がい者を保護・介護できなくなった場合に市内事業所と、緊急の受入先について調整を行います。	障がい福祉課
障害福祉サービス事業所連絡会・研修会	市内の相談支援事業所との定期連絡会の開催や事業所の指導や人材育成のための研修会を行います。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)

②障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

○障がいのある人が在宅においてその人らしく自立した生活が可能となるよう、一人ひとりの状況やニーズに対応すべく、「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」などの各サービスについて必要量を的確に見込み、総合的に提供していきます。

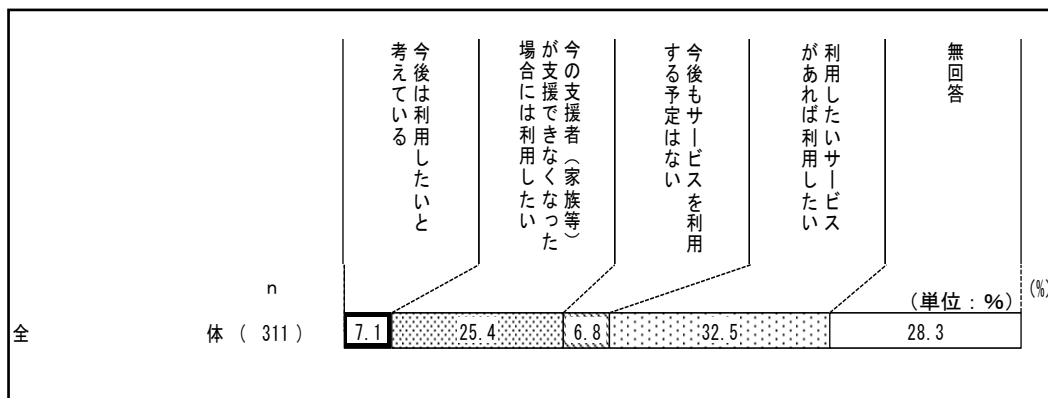
○難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供については、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮します。

※各事業の詳細・数値目標等については、第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に定めます。

アンケート結果

問 今後サービスを利用したいと考えますか。

※現在、障害福祉サービスを利用していない回答者を対象



2 住まいの場の確保と通所施設の充実

【現状と課題】

市ではグループホームの新規設置事業者に対して、経費の一部を補助する事業を実施するとともに、グループホームに居住する方には、家賃負担軽減のための共同生活援助家賃助成事業を実施しています。

障がい者の入所施設や長期入院している病院から地域での生活への移行や親元からの自立のためには、グループホームなど住まいの場の確保が必要であり、障がい者の重度化・高齢化に対応するための日中サービス支援型グループホームの需要も高まっていることから、今後も継続した事業の実施とさらなる支援が求められています。

また、障がい者が充実した地域生活を送るために地域移行支援・地域定着支援の活用や日中活動系サービスなどを提供できる基盤整備が求められています。

【施策の方向性と関連事業】

①住まいの場の充実

- 地域における生活を送る場となるグループホームを整備又は運営する共同生活援助事業者に対し継続した事業支援を行います。
- 地域生活への移行を円滑に行うために、相談支援体制のさらなる整備や障害福祉サービスの活用、そして地域の事業所との連携を図りながら、グループホーム等の充実について検討していきます。

事業名	事業概要	主管課
障害者グループホーム運営事業	グループホームの新設時に必要な備品購入費等を助成します。	障がい福祉課
共同生活援助家賃助成事業	入居している障がい者の生活の自立を促進するため、共同生活援助事業者に家賃の一部を助成します。	障がい福祉課

②通所施設の充実

- 障がい児者相談支援センターにて市内事業所への研修や情報共有等を行い、通所施設間の連携を高めることで質の向上を図ります。
- 重度の障がい者の日中活動の場である綾瀬市障害者自立支援センターばらの里については、綾瀬市障がい児者支援基本構想や綾瀬市公共施設再編計画に基づき、関係機関からの意見も取り入れながら、社会福祉法人等、民間のノウハウのさらなる活用を検討し、ハード面・ソフト面での充実を図り、施設の再編に取り組みます。

綾瀬市障がい児者支援基本構想とは

療育の質の向上と障がい者の自立や社会参加の促進について、市が取り組まなければならない中長期的な施策展開の基本的な指針として、平成31年3月に策定したものです。令和元年度から令和10年度までの10年間の期間とし、公設施設における障がい児者支援の基本方針等を定めています。

綾瀬市公共施設再編計画とは

持続可能なまちづくりに向けて、施設総量の削減と効率的な維持管理による将来の財政負担の軽減を図るとともに、再編した施設における市民の利便性・利用率の向上を目指すことを目的とし、個々の施設の集約・複合化、長寿命化など、今後の中長期間の具体的な再編の方向性を定めています。

3 福祉手当

【現状と課題】

障がいのある人の地域での自立生活を支援し、安定した生活を支えるため、各種手当の制度があります。

各種相談事業、広報等により各種手当の周知に努め、制度の活用を促進しています。

【施策の方向性と関連事業】

①経済的支援の周知

○障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、自立を促進するため、各種手当制度について、関係機関との連携を図りながら、周知を行います。

○税の控除・減免や公共料金等の割引についても、対象となる障がい者の方が適切に利用できるよう、周知を行います。

事業名	事業概要	主管課
愛護手当支給事業	心身障がい児者に手当の支給を行います。	障がい福祉課
特別障害者手当等支給事業	重度障がい児者に対して、手当の支給を行います。 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	障がい福祉課

4 障がい児支援

【現状と課題】

もみの木園（児童発達支援センター）では、相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援事業を実施し、保健・医療・福祉関係機関等との連携を図りながら、障がい児やその家族を支える地域の中核的役割を担い、障がい児支援に取り組んでいます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターをもみの木園（児童発達支援

センター)に配置したことから、専門機関と連携し、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の強化を図っています。

今後の障がい児支援のあり方として、乳幼児期から学齢期といったそれぞれのライフステージに応じた切れ目の無い重層的な支援体制が求められています。

障がいのある子どもが障がいの種類やニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、障がい児のための療育体制、相談体制を充実させ、さらなる障がい児の福祉の向上に努めていくことが必要です。

また、アンケート結果では卒業後の進路についてわからない、就職希望といった回答が多く学齢期から青壮年期への移行時における支援の充実が求められています。

【施策の方向性と関連事業】

①障がい児支援の充実

- もみの木園（児童発達支援センター）を中心に、療育を提供する児童発達支援や放課後等デイサービスなどを実施する市内事業所との支援ネットワークの強化に取り組みます。
- 地域支援として幼稚園や保育所等、小学校で障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援や助言等の後方支援を行います。
- もみの木園（児童発達支援センター）に配置した医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心に、医療的ケア児が適切な支援を提供できる体制の強化に取り組みます。
- もみの木園（児童発達支援センター）については、綾瀬市障がい児者支援基本構想や綾瀬市公共施設再編計画に基づき、教育委員会、健康づくり推進課などと連携しながら組織化し、社会福祉法人等、民間のノウハウのさらなる活用を検討し、ハード面・ソフト面での充実を図り、施設の再編に取り組みます。

事業名	事業概要	主管課
障害児相談支援事業	障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。	障がい福祉課 (もみの木園)
障がい児相談（再掲）	療育、発達相談及び入園、見学についての相談及び専門的対応を要する際の相談等を随時実施します。	障がい福祉課 (もみの木園)
児童発達支援事業（再掲）	児童発達支援センターでは、概ね2歳6か月から就学前の幼児を対象に、基本的な生活習慣の自立、機能訓練、集団生活を通して社会性、環境への適応ができるように療育支援を行います。また、母子登園を通して、保護者との養育相談や療育情報の提供を行います。	障がい福祉課 (もみの木園)

事業名	事業概要	主管課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するための補聴器購入費及び修理費を補助します。	障がい福祉課
放課後等デイサービス事業所支援事業	療育の質の向上と医療的なケアが必要な障がい児の通所先の確保を目的とし、看護師や手厚い人員配置等を行い重度障がい児の受け入れを行う事業所に対し、助成します。	障がい福祉課
相談支援チーム会議（支援連携部会）	もみの木園（児童発達支援センター）、障がい児者相談支援センターの職員も参加することで教育機関との連携を強化し、情報の共有をしながら教育的ニーズに対応した支援の引継ぎ等を検討していきます。	教育指導課

5 相談支援及び権利擁護体制の充実と差別の解消

【現状と課題】

障がい児者相談支援センターで実施している一般相談支援事業では、関係専門機関と連携し、障がいの種類に応じて専門性のある職員を相談員として配置することで、相談支援体制の充実を図っています。

権利擁護については、虐待防止の取組や障がい者の意思決定を尊重する支援体制や成年後見制度等の活用が重要となっています。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、障がい者の権利を守るための取り組みをより推進していく必要があります。

また、アンケート結果をみると、知的障がい、精神障がいでは「障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがある」が5割近くになっています。障害者差別解消法に規定された基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むため、社会的障壁として考えられるもの（道路や建物等のハード面での障害、利用しにくい制度、障がいのある方への偏見等）について、障がい特性に応じた必要かつ合理的配慮が必要です。

【施策の方向性と関連事業】

①相談体制の充実

- 身近な地域で相談者に寄り添った相談支援を受けられるよう各種相談窓口や保健・医療・福祉関係者等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい児者の介護をしている家族やヤングケアラーの社会的な孤立を防ぎ、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるような支援を福祉、介護、教育等に係る関係機関と連携を行いながら、推進します。
- 障害福祉サービスの支給決定を受ける方が、地域で生活していくときに必

要となる様々なサービス等を上手に活用するために、利用するサービスの種類と内容等を定めた「サービス等利用計画」を相談支援専門員が適切に作成し支援します。

事業名	事業概要	主管課
障がい児者相談支援センター	開所時間中に、電話や来所による相談を実施しています。障がい児者や家族からの相談だけではなく、市内の相談支援事業所からの相談や、事業所への情報提供も行っています。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)
障がい児者一般相談支援事業	障がい児者の生活全般について、相談支援事業所の社会福祉士等の専門職員による相談を実施します。曜日ごとに身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、障がい児と決まっておき、必要な情報の提供や助言等を行います（事前予約制）。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)

②権利擁護体制の充実

- 障がい児者の権利を守るため権利擁護に関する相談や、成年後見制度、日常生活自立支援事業等を必要な人が適切に利用できるような制度の周知や利用促進に取り組みます。
- 成年後見制度の利用の増加に伴い、弁護士等の専門職後見人の不足が予測されることから、法人後見制度の充実とともに制度の担い手となる市民後見人の養成に取り組みます。
- 障がい児者に対する虐待については、市に設置してある障害者虐待防止センターで通報・相談に応じるとともに、研修会を通じて周知・啓発を図ります。

事業名	事業概要	主管課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分となり成年後見人等が必要な知的障がい者及び精神障がい者に対して、市長が審判の請求を行い、障がい者の権利擁護を図ります。また、後見人等の報酬を助成します。	障がい福祉課
親なきあと講演会の開催	障がいのある子の親が亡くなった後に、地域で安心して生活するためにどんな準備が必要か、親が準備しておくべきことを事前に学ぶための講演会等を開催します。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)
日常生活自立支援事業への支援	知的障がい、精神障がい、認知症高齢者等支援が必要な方に対して、福祉サービスの利用手続きや金銭管理等の日常的な生活支援を行う団体に財政的支援等を行います。	福祉総務課

事業名	事業概要	主管課
成年後見制度専門相談事業	成年後見制度の利用や申立て方法、後見業務についてなど、成年後見制度に関する相談全般を、社会福祉士がお受けします（月1回・予約制）。	地域包括ケア推進課
市民後見人制度推進事業	専門家等の助言を受け、本人の権利を護り、自己決定、意思を尊重し、可能な限り自己実現が達成することができるように支援する市民後見人を養成しています。	地域包括ケア推進課

③差別の解消

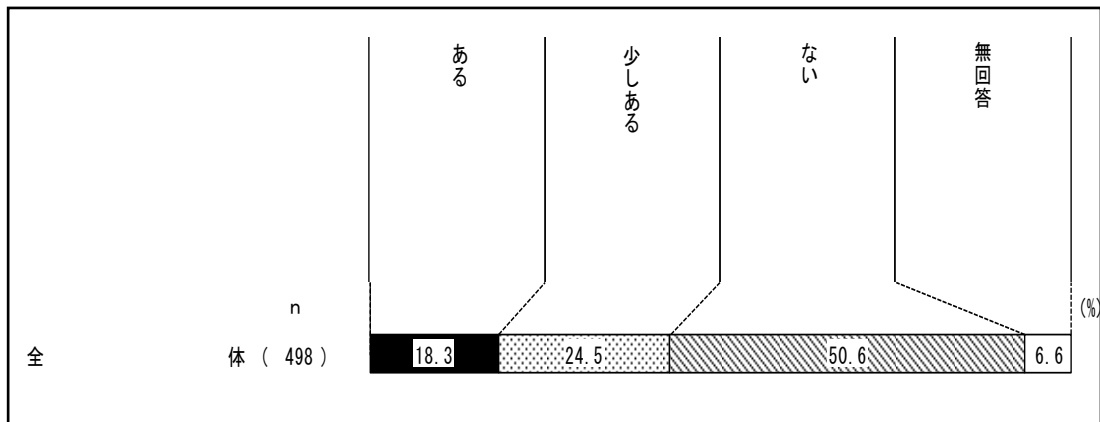
- 障害者差別解消法に規定された基本方針に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 市職員等に対する障がい児者に関する理解を促進するために必要な研修や周知等を実施し、窓口等における障がい児者への配慮の徹底を図ります。
- 市及び委託事業者等の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい児者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

④選挙への参加の確保

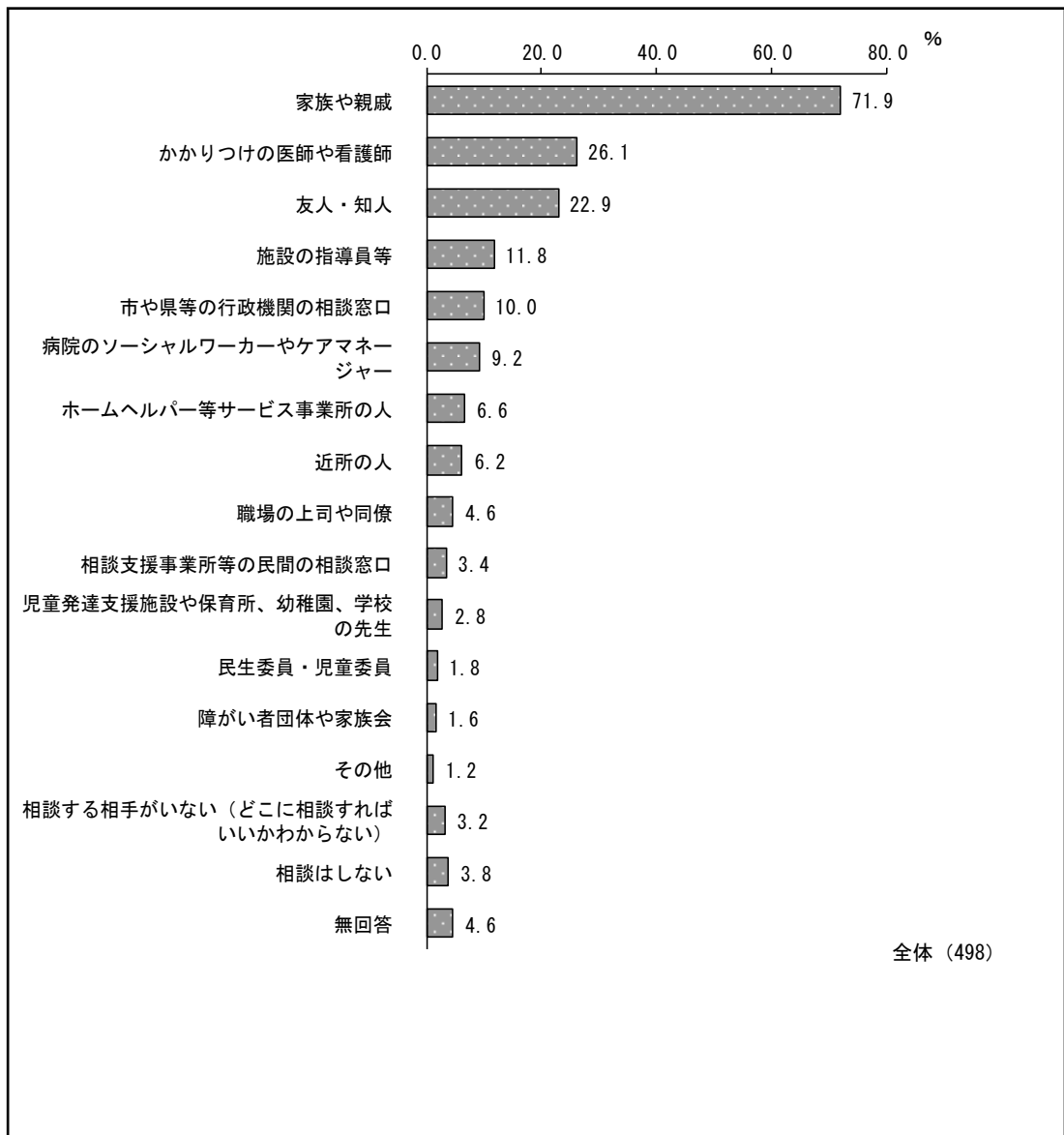
- スロープの設置等障がいに配慮した投票所の設置や点字投票、代理投票、郵便等投票の実施等、障がいの状況に応じた支援を行っていますが、今後も、障がい者が選挙に参加しやすいよう、情報提供や投票制度、投票所での対応等について選挙制度の動向を踏まえながら、障がいの状況に配慮した支援に努めます。

アンケート結果

問 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。



問 普段、悩みや困ったこと等を誰に相談しますか。



基本目標3 個性と可能性を伸ばす教育の充実

1 就学前児童の援助の充実

【現状と課題】

市では、障がいのある子どもの受け入れを行っている市内の幼稚園及び保育所等に対して、受け入れ態勢の充実に努めています。

障がいのある子どもがより良い生活を送るためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが大切です。そのためには、療育環境の一層の充実を図るとともに、保護者に対しても適切な相談支援を行っていくことが求められています。

今後は、地域の関係機関が連携して、障がいのある子どもとその保護者を対象に、専門的な相談・支援を行う必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①障がい児保育の推進

○障がいのある子どもが適切な保育を受けることができるよう、保育所等の受け入れ態勢を充実し、障がいのある子どももいない子どもと一緒に保育を行います。

また、もみの木園（児童発達支援センター）を中心に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適應するための支援を行う保育所等訪問支援を行い、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

事業名	事業概要	主管課
保育所等訪問支援事業（再掲）	幼稚園や保育所等を訪問し、保護者や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	障がい福祉課 （もみの木園）
障がい児保育	集団保育が可能で、保護者の就労等のため家庭で保育ができない障がい児を受け入れ、健常児との保育を行います。	保育課
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障がい児の受け入れ態勢の充実のため、特別支援教育を実施する市内の幼稚園に補助し、特別支援教育の推進に寄与します。	保育課

②就学相談・指導等の充実

○障がいのある子どもを持つ保護者が早期から就学相談や指導を受けることができるよう、教育委員会ともみの木園（児童発達支援センター）が連携し、就学に関する支援体制の充実に努めます。

事業名	事業概要	主管課
就学指導の充実	障がいのある幼児・児童・生徒の就学指導を適切に行い、最も適した教育を行います。	教育指導課
就学指導委員会	障がいのある幼児・児童・生徒の学習の場を本人及び保護者と相談し、幼児・児童・生徒にとってより望ましい教育の場を考える機会として就学指導委員会を開催します。	教育指導課
要保護児童対策地域協議会	関係機関や団体等と情報を共有し相互に連携・協力することで、児童虐待の防止及び早期発見と障がい児を含めた要保護児童等への適切な対応を行います。	健康づくり推進課

2 特別支援教育等の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもたちに対して、障がいの程度・種類に対応したきめ細かな教育を行う必要があるため市では、市内の小・中学校に特別支援学級を設置しています。また、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障がいや、心の問題等により教育上配慮を要する児童・生徒を支援するために、学習支援者の全校への派遣事業、スクールカウンセラー（教育心理相談員）の派遣事業、教育支援教室事業や教育相談事業を実施しています。

今後は、障がいのあるなしに関わらず子どもの可能性を伸ばしていくために、一人ひとりの適性や生活環境に応じた支援をさらに充実していく必要があります。

障がいのある人もない人もともに地域の中で快適に暮らしていけるような社会を実現していくためには、すべての子どもたちが可能な限り同じ場で学ぶ「インクルーシブ教育」を行えるよう合理的に配慮し、学校における福祉体験や交流体験を通じて、幼いころからノーマライゼーションの理念を身に付けておくことも必要です。

そのため、従来の福祉教育をさらに進めるとともに、一時的な活動に留まらず継続的な活動となるよう、他機関や地域ボランティアとの連携を強化した相互理解・支えあいの教育を推進していくことが重要です。

【施策の方向性と関連事業】

①特別支援教育等の推進

○特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりにあった個別の「教育支援計画」により、適切な指導を進めます。

事業名	事業概要	主管課
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級・通級指導教室の児童・生徒の保護者に対して、就学に要する経費の一部を援助します。	学校教育課
学習支援者派遣事業	学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、保健室登校、その他教育上配慮を要する児童・生徒の学習を援助するために教員の資格を持った人、あるいはそれに準ずる人を派遣し、チームティーチング、取り出し指導等、児童・生徒の実態に応じた支援をします。	教育指導課
介助員派遣事業	障がいのある児童・生徒の移動等、生活面の介助を行う介助員を、特別支援学級に在籍する児童・生徒の状況に応じ派遣します。	教育指導課
相談支援チーム会議	支援教育について他機関と連携し、サポート体制を検討します。また、特別支援学校の地域支援と協力し、学校等への巡回相談を実施します。 ・会議 ・特別支援学校地域支援担当による巡回相談	教育指導課
教育支援教室	市内小・中学校に在籍する不登校児童・生徒に、カウンセリング・教科活動・集団での活動等を通して、自主性や主体性を育成し、集団生活への適応力を高め社会的な自立への支援を行います。	教育研究所
教育相談事業	電話又は来所で教育に関わる相談を受けています。不登校・生活・学習・進路等、教育全般に関する様々な相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援します。	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業	心的要因と思われる、いじめ、不登校、児童虐待等の諸問題や学業不振、問題行動等を解決するために、スクールカウンセラーを派遣します。	教育研究所
スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーについて、県配置に加え、市配置を行い、すべての中学校区に拠点勤務で配置（原則週1回）します。	教育研究所

②教職員研修の充実

- 教職員に対し、支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるとともに、専門的な知識及び指導上の配慮事項を身に付けるための研修会を開催し、指導力の向上に努めます。
- 教職員による連絡会を開催し、情報共有を図り、より効果的な教育・指導に努めます。

事業名	事業概要	主管課
支援教育研修会	特別支援学級を担当する教員を中心として、特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、適切な指導のあり方を学ぶための研修会を開催します。	教育指導課
特別支援学級担当者会	本市の特別支援教育体制の確認と、情報交換等を行います。	教育指導課
ことばの教室担当者会	ことばの教室は4小学校に設置しています。入級、終了、指導方法等について情報交換を行います。	教育指導課
学習支援者連絡会議	学習支援者を対象に、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、保健室登校、その他教育上配慮を要する児童・生徒指導上の諸課題について理解を深め、児童生徒や保護者との望ましい関わり方や関係機関との連携等について研修会を開催します。	教育指導課
介助員連絡会議	介助員を対象に、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対する理解や適切な介助についての研修会を開催します。	教育指導課

③交流教育の推進

○障がいのある児童・生徒が、通常学級その他の児童・生徒と互いにふれあい、理解を深めるため、交流教育を推進します。

事業名	事業概要	主管課
ふれあいのびのび作品展	作品を通じた交流、市民への特別支援教育理解の一助として、市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒の作品を一堂に集めた、ふれあいのびのび作品展を開催します。	教育指導課

④ふれあい交流の推進

○障がいのあるなしに関わらず、学年を越えた仲間との遊びを促進し、子どもたちが成長していくうえで欠くことのできない体験とふれあいを推進します。

事業名	事業概要	主管課
あやせっ子ふれあいプラザ事業	小学校ごとに組織する運営委員会が放課後の学校施設を児童の遊び場として開放します。	保育課

基本目標 4 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

1 一般就労の促進

【現状と課題】

就労を希望する障がい者が仕事を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、市では、障がい児者相談支援センターで就労相談支援事業を実施し、専門相談員による相談支援体制及び就労後の職場での定着支援に対する体制の充実を図っています。

併せて、障がい者の雇用の安定と促進を図ることを目的として、障がい者を常用雇用する中小企業に対して報奨金を交付しています。

国は、令和元年度に「障害者の雇用の促進等に関する法律」を一部改正し、短時間であれば就労可能な障がい者等の雇用機会を確保するため、特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設しました。

アンケート結果からは、就労及び就労を定着させるためには「障がいや病気の特性にあった多様な仕事や就労形態」や「職場の上司や同僚の理解と協力」が求められていることから、今後も、事業主への理解・啓発を行うとともに、就労を希望する障がい者が適性に応じた仕事に就けるような支援や就職後の定着化を支援する体制が必要です。

【施策の方向性と関連事業】

①障がい者雇用の促進

- 障がい者、家族、事業主等の就労に関する相談支援体制を強化するため、ハローワークや就労移行支援事業所、市役所の関係部署等、さらには民間企業との連携を図り、雇用の促進に取り組みます。
- 障がい者を雇用する事業主を支援し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
- 「綾瀬市障がい者活躍推進計画」に基づき、綾瀬市役所でも障がい者の採用活動、任用、定着、そして能力の有効活用が図られるよう取り組みます。
- 職場での虐待については、市で設置している障害者虐待防止センターで通報・相談に応じます。

事業名	事業概要	主管課
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	精神・発達障がいについての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを学びます。「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」における就労支援部会とハローワークが共同で開催。	障がい福祉課
障がい者雇用促進報奨金事業	障がい者を常用雇用している市内の中小企業事業主に報奨金を交付します。	工業振興企業誘致課
国・県の認証制度取得の促進	障がい者雇用を促進するために、「かながわ障害者雇用優良企業」等の認証制度を取得した企業に対し、補助金申請時、採択に係る加点等優遇措置を行います。	工業振興企業誘致課
ダイバーシティ経営推進補助事業	障がい者や女性を雇用した、若しくは雇用を予定している市内の中小企業事業主に安全対策等の職場環境整備費（工事費等）の一部を助成します。	工業振興企業誘致課

②障がい特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保と定着支援の促進

○障がい児者相談支援センターの就労相談窓口では、精神障がいや発達障がいなどの障がいの特性に応じた仕事に就けるよう、幅広く多様な就職先を探し紹介するなど就労を支援します。

また、就職後の定着率を高めるため、就労上の課題について本人・家族・勤務先から聞き取りをして定着に向けた継続した支援を行います。

事業名	事業概要	主管課
障がい者就労支援事業	就労を希望する障がい者に対して、面接や説明会の同行等、必要な援助の調整・実施を行うとともに、就労後の職場定着支援を行います。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)

2 福祉的就労への支援促進

【現状と課題】

障がい者の就労意欲が高まっている中、その意欲に応え、就労を通じて社会的役割を担いつつ、社会的自立を促進していくために、就労相談支援体制の充実に取り組んでいます。

また、関係機関や福祉的就労事業所との密接な連携により、雇用支援が効果的に機能するように努める必要があります。

さらに、在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進、高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援について、検討していく必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①福祉的就労への支援

○障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労事業所へ継続的に通所できるよう、就労相談支援の充実に図ります。

○就労に必要な知識の獲得の機会、能力の向上を目指した訓練や障がいがあっても安心して働ける就労相談支援体制の充実に図ります。

○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

また、市内の障害者就労施設等で購入できる物品等をまとめたリーフレットを市ホームページに掲載するなどして、障害者就労施設に対する発注を促進し働く方の経済的な自立につなげるための周知を引き続き行います。

事業名	事業概要	主管課
障害者就労施設からの物品等調達推進	市が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。	障がい福祉課

綾瀬市障害者就労施設及び取扱い物品等一覧

障害者就労施設等で購入できる物品例

綾瀬市内障害者就労施設及び取扱い物品等一覧

ページ 施設名称 ☎電話番号	物品			取 扱		その他 （※）
	食品 （お弁当・惣菜）	小売品 （日用品）	その他 （その他）	取扱い （取扱い）	取扱い （取扱い）	
1 コベルタ貴志園 ☎ 0467-78-4700	○	○			○	○
2 レオモナ ☎ 0467-70-3130	○	○				
3 希望の家 エスポワールパーネ ☎ 0467-79-1855	○					○
4 ばらの里 ☎ 0467-77-6005		○				
5 いっぽ綾瀬 ☎ 0467-33-4718		○				○
7 ファミール ☎ 0467-70-7282		○				○

綾瀬市内の障害者就労施設等で受注が可能な物品や役務等を掲載しています。
詳細や注文は直営各施設にお気軽にお問い合わせください。




(缶バッジ)



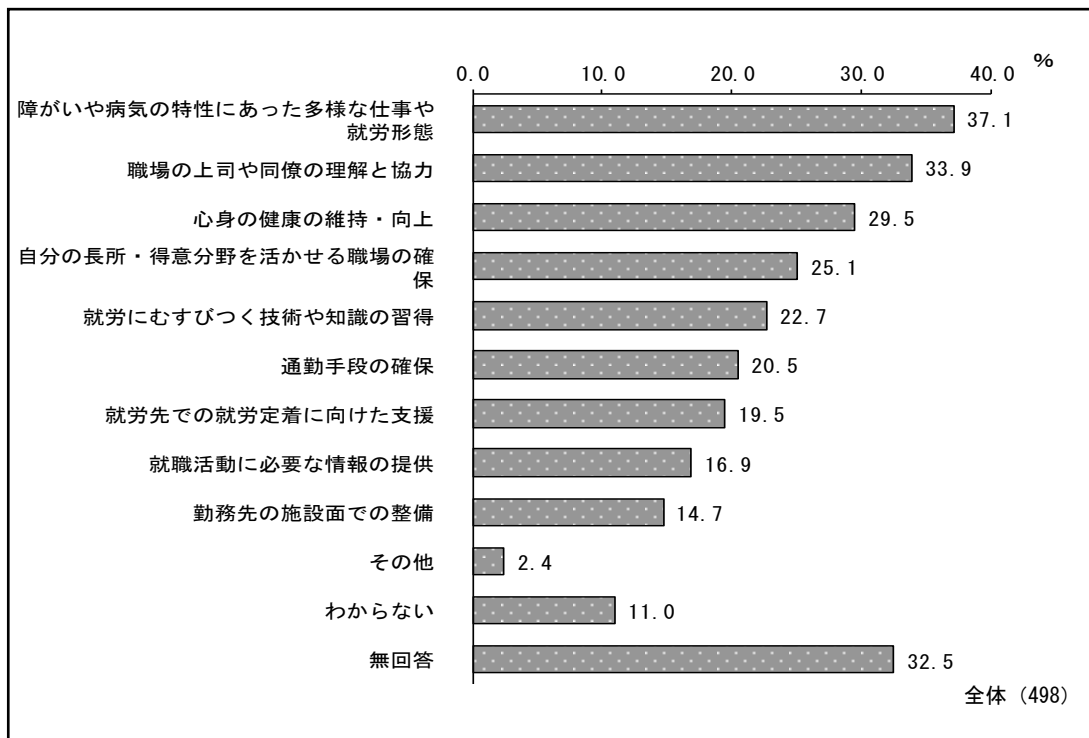
(お弁当)

綾瀬市内の障害者就労施設等で受注が可能な物品や役務等を掲載した冊子です。市ホームページからダウンロードできます。

アンケート結果

問 就労するため、就労を定着させるために必要と思われる内容は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



基本目標5 共に参加し交流する地域づくり

1 スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

【現状と課題】

障がいのある人もない人もスポーツや文化活動など様々な活動に参加していくことは、心身の健康を維持し、生きがいをもたらすなど、日常生活を豊かにするうえで大きな役割を果たします。平成30年度には、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の推進を目的として「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和元年度には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、障がいの有無に関わらず、社会参加ができるような取り組みが進められています。

市では、障がいがある人もない人も一緒に活動できるニュースポーツの体験などの普及や、地域交流等支援事業として地域住民とふれあうため、地域のお祭りへの参加や、イベント等を開催する事業所を支援しており、県などが主催する各種スポーツ大会等への参加を支援するために情報提供を行うとともに全国大会などに参加する際の助成事業を実施するとともに、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に取り組んでいます。

アンケート結果からも、「スポーツをする」、「地域の行事や活動に参加する」を理想の余暇の過ごし方としてあげる割合は現状の余暇の過ごし方と比べて高いことから、障がいのある人がスポーツや文化活動などに参加しやすい場の提供と情報提供が今後も必要です。

【施策の方向性と関連事業】

①スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

- 障がいのある人もない人も一緒に活動できるスポーツの普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・文化活動の機会の提供に努めます。
- 各種障がい者スポーツ大会や文化活動への参加を促進するため、情報提供を積極的に行います。

事業名	事業概要	主管課
福祉スポーツ助成金交付事業	障がい者等のスポーツ大会（全国大会・国際大会）に参加する選手や団体に対して助成金を交付します。	障がい福祉課
ニュースポーツ普及事業	障がいがある人もない人も一緒に活動できるボッチャなどのニュースポーツを普及するために、スポーツ推進委員を派遣したり、用具の貸し出しを行ったりするなど、気軽にスポーツへ取り組むことができる環境を整え、スポーツ活動の機会を提供します。	スポーツ課

事業名	事業概要	主管課
綾瀬市立図書館障がい者サービス	綾瀬市立図書館障がい者サービス利用登録申込書で利用登録をした障がい者の方に対し、障がいに応じたサービスを提供します。 ・身体障がい者宅配サービス ・視覚障がい者郵送サービス ・視覚障がい者対面朗読サービス ・視覚障がい者専用電子図書館（アクセシブルライブラリー）	生涯学習課 （図書館）
あやせ文化芸術祭	あやせ文化芸術祭を開催し、障がい者の方を含め市内在住・在勤・在学者の文化芸術の発表の場の提供を行い文化芸術の向上を図ります。	生涯学習課
ふれあいのびのび作品展（再掲）	作品を通じた交流、市民への特別支援教育理解の一助として、市内小・中学校の特別支援学級の児童・生徒の作品を一堂に集めた、ふれあいのびのび作品展を開催します。	教育指導課

2 社会活動参加の促進

【現状と課題】

市はこれまで、ホームページの活用やこころのバリアフリーパンフレットを作成し、小学生へ配付をするなど、市民に対する若年層からの啓発・広報を行ってきました。また、ボランティア活動については、社会福祉協議会のボランティアセンターでボランティア講座や必要な人への紹介を行っています。

障がいのある人が地域で、安心して暮らせる社会を実現するためには、地域生活における自立を支援し、障がいのある人もない人も地域でともに生きるノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図り、互いに支えあう地域社会づくりが必要です。

今後も、広報・啓発活動による市民の理解の促進や地域で障がいのある人を支える福祉意識の向上を図っていく必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①交流活動の促進

○ボランティア活動の充実に努めるとともに、活動拠点の充実を図ります。

○地域福祉を推進するためのリーダー等の養成を行います。

事業名	事業概要	主管課
活動拠点の運営	地域福祉推進の活動拠点を適切に運営するとともに、ボランティアセンターにおいて、講演、勉強会、交流、作業の場等の活動の場を提供します。	福祉総務課
ボランティア活動への支援	市民のボランティアニーズとボランティア団体の相互のコーディネート等を行うとともに、ボランティア活動の活発化を支援します。	福祉総務課

②心のバリアフリーの推進

- ノーマライゼーション理念の普及等、市民の社会福祉意識の高揚を図ります。
- 広報紙、ホームページでの掲載や障害者週間等に併せて、障がいへの理解を促す啓発活動や市内の障がい福祉事業所で集まり開催する「あやともまつり」など、市民が障がいについて理解を深める機会や場を設け、相互理解の促進を図ります。
- 講演会の開催など、啓発事業を積極的に展開し、幅広く市民へ参加を呼びかけた普及啓発に取り組みます。
- 障がいに対する理解をより深めるために、広報紙やホームページ、録音媒体による広報など、障がい特性に応じた情報提供を行います。

事業名	事業概要	主管課
あやともまつり あやともマルシェ	障がいのある方の活動や取り組みと、福祉施設などで作られた商品を市民の方々に広く紹介するイベントを開催し、障がい福祉と、ともに生きる地域づくりへの理解を促進します。	障がい福祉課 (障がい児者相談支援センター)
社会福祉意識の高揚	市民の福祉意識の高揚を図るため、社会福祉増進に功労があった方や団体を表彰する社会福祉表彰式を開催します。	福祉総務課

③当事者団体活動への支援

- 当事者団体の育成と活動の促進のための支援を行うとともに、各団体の交流やネットワークの構築を図り、地域における福祉活動の活性化を図ります。

事業名	事業概要	主管課
障がい者福祉団体の育成	障がい者の社会参加促進等を目的とした活動を行っている各団体に補助を行います。	障がい福祉課

3 情報バリアフリー化の推進

【現状と課題】

市の情報提供方法としては、窓口のほか、広報紙や保健福祉に関するガイドブックの発行、ボランティア団体による点字・録音による行政情報の提供などが行われています。

また、市のホームページにおいても障がい児者福祉に関する様々な情報を提供しています。

さらに、聴覚障がい者が市役所に来庁した際の意味疎通を円滑に行えるように障がい福祉課窓口到手話通訳者を常時配置しています。

今後もインターネットを活用して、障がいの特性に配慮した情報提供（情報バリアフリーへの対応）を行い、積極的に利用を支援していくことが大切です。利

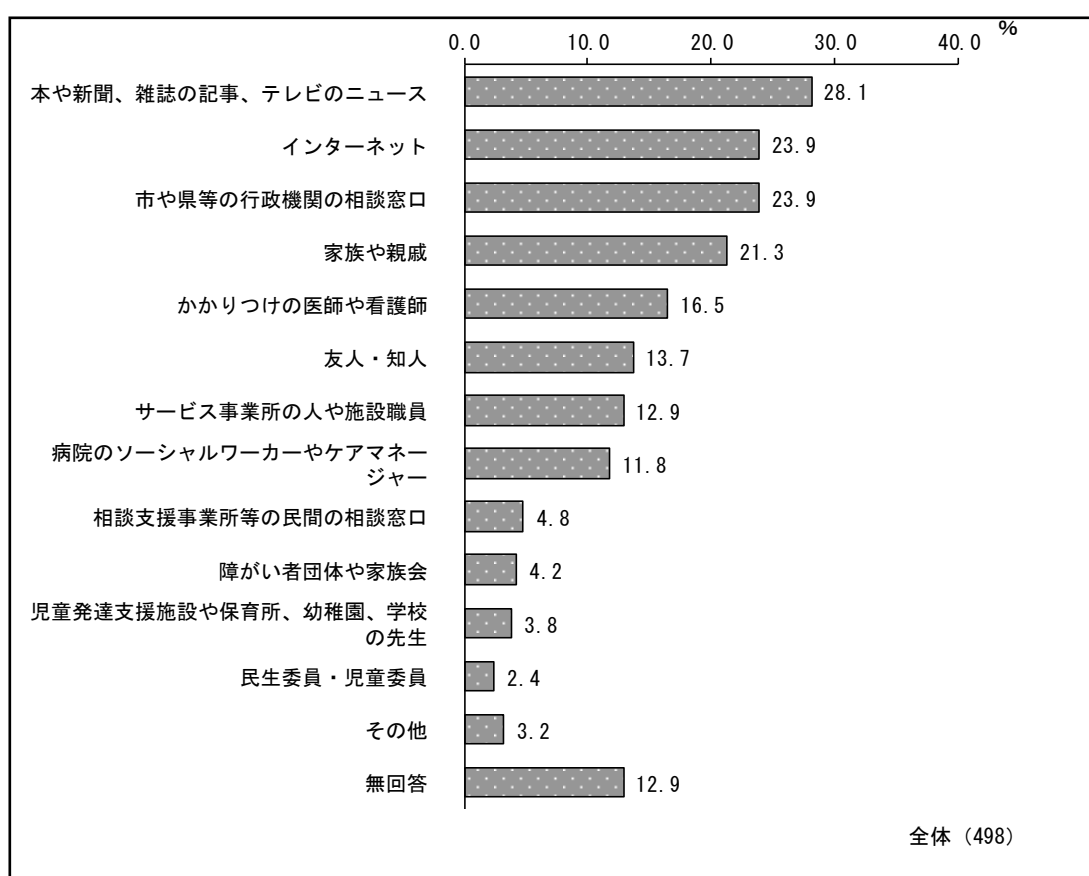
用者のサービス選択や決定を支援するためには、相談体制とともに適切な情報提供体制を構築することが必要となります。

また、コミュニケーションの支援を図るため、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣が必要です。

アンケート結果

問 障がいのことや福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。

(あてはまるものすべてに○)



【施策の方向性と関連事業】

①情報提供の充実

○障がいの状況に応じて、当事者が利用しやすい媒体を通じた多様な情報提供体制の充実に努めます。

また、市のホームページでは音声の読み上げ、文字の大きさや背景色を変更できる機能があり、障がいの特性に配慮した情報提供が行えるようにしています。

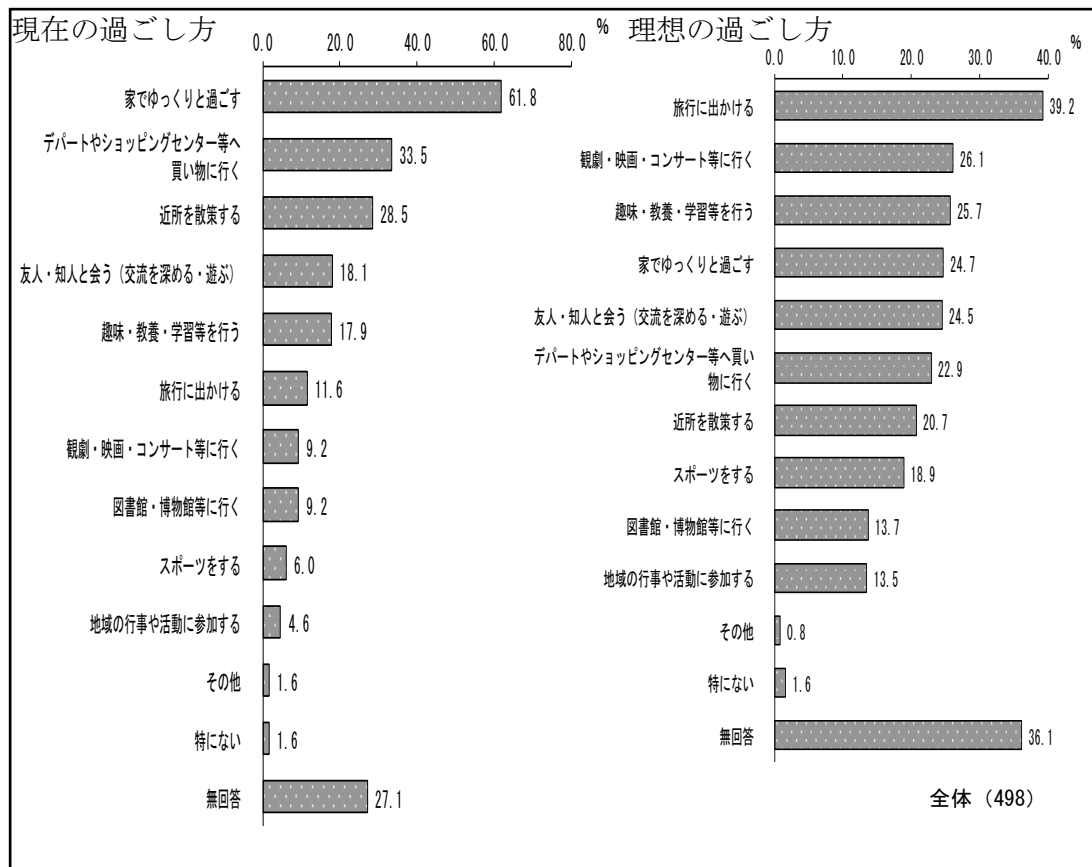
②意思疎通支援の充実

- 聴覚障がい者が市役所に来庁した際の意味疎通を円滑に行うために引き続き手話通訳者を設置します。
- 文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、地域で生活するうえで必要性の高い情報を提供し、社会参加を促進します。
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するためにルビ振りや絵記号等の利用に努めます。
- 難聴者の聞こえを助ける難聴者用音響システムを講演会や市役所窓口で活用します。
- 手話通訳者養成講座・手話入門講座・要約筆記者養成講座を引き続き実施し、意思疎通支援のために必要となる人材育成に努めます。

事業名	事業概要	主管課
意思疎通支援事業	聴覚障がい者の社会生活上円滑な意思の疎通を図るため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置するとともに手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	障がい福祉課
手話通訳者養成講座・手話入門講座・要約筆記者養成講座	手話に親しんでもらうための入門講座や、手話通訳者、要約筆記者としての資格を取得するための養成講座を実施します。	障がい福祉課

アンケート結果

問 休日等の余暇の過ごし方について、現在の過ごし方と理想の過ごし方はどのようなものですか。（あてはまるものすべてに○）



スピーカー（会議用）

難聴者にも、そうでない人にも聞こえが良くなるスピーカーです。スピーカーから離れた場所にいる人にも、はっきりとクリアな音を伝えることができます。



卓上型（窓口用）

周囲の雑音などを少なくし、明瞭な音声のみを聞けるようにするものです。

基本目標6 人にやさしい安全で快適なまちづくり

1 バリアフリーの推進

【現状と課題】

障がいのある人が積極的に社会参加するためには、建物や道路の段差などは、外出や活動の大きな妨げになる恐れがあります。これらの障壁を取り除き、環境のバリアフリー化を進めていくことは、障がいのある人だけでなく高齢者や一般市民にとっても安全な環境を整備することにつながります。

国はユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的に推進することを目的とした、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を平成30年度に施行し、県では平成8年度に施行した「神奈川県福祉の街づくり条例」を、少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するため平成20年度に「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正しています。市では、平成12年度に「綾瀬市バリアフリー都市宣言」を行い、公共施設、道路、公園等のバリアフリー化を進め、平成22年度に、公共施設においては、施設の構造や利用実態を考慮した全庁的な整備基準を作成し、点字ブロック、トイレへの手すりの設置等のバリアフリー化を進めてきました。

今後も、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたすべての人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①バリアフリーのまちづくりの推進

○障がいのあるなしに関わらず市民の誰もが安全で快適に暮らせる地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたすべての人にやさしいまちづくりを推進します。

○事業者や一般市民に向けた普及啓発に取り組みます。

○バリアフリー化100%を目指した施策の計画を策定します。

事業名	事業概要	主管課
公共施設等のバリアフリー化	公共施設、道路、公園等を障がい者に配慮した施設に改修を行い、バリアフリー化を進めます。	福祉総務課
バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリー都市宣言の基本目標である「人にやさしいまちづくり」の実現を目指し、人々が自由に行動し、安全で快適に生活するための各施策やバリアフリーの普及啓発を推進します。	福祉総務課

2 移動支援の充実

【現状と課題】

市では、障がいのある人の外出を支援するため、タクシー運賃・自動車燃料費の助成や施設に通所する際の交通費の助成、コミュニティバスの割引などの各種事業を実施しています。

移動に制約のある障がい児者が地域において自立した生活を営み、社会活動等に参加するためには、外出しやすい環境を整備することが必要であり、その一つの手段として移動手段の確保が重要となります。

今後も障がいのある人が外出しやすいよう、移動手段の確保に努める必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①移動手段確保への支援

○障がいのある人の社会参加や日常生活の行動範囲の拡大を図るため、適切な移動手段の確保に努めます。

○移動支援事業として行うべき事項を整理し、より利用しやすいサービスを目指した検討を進めるとともに送迎が可能となるようサービス提供事業者等への働きかけを行い、移動手段の確保に努めます。

事業名	事業概要	主管課
施設通所交通費助成事業（再掲）	社会福祉施設等に通所する障がい者の交通費を助成します。	障がい福祉課
福祉タクシー及び自動車燃料費助成事業（再掲）	重度の在宅障がい者に対して社会参加支援として、タクシー運賃や自動車燃料費の一部を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。	障がい福祉課
綾瀬市役所発路線バス点字時刻表作成	視覚障がい者用に、綾瀬市役所発の路線バスについて点字時刻表を作成し、視覚障がい者の移動支援を推進します。	都市整備課

3 防災・災害対策の充実

【現状と課題】

平成23年の東日本大震災において、死亡者のうち約6割は65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約2倍に上っています。

また、近年の地域の結びつきの希薄化などによる地域防災の弱体化が懸念されています。

このような状況から、市では災害対策基本法の改正を踏まえつつ、「綾瀬市地域防災計画」に基づき、高齢者や障がい者などの災害時に被災する可能性が高いといわれる要配慮者への支援対策が重要と考えます。

そのため、高齢者や障がい者自身による「自分の命は自分で守る」（自助）、地域住民による「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）、そして市の支援

(公助)の考え方を基本とした、災害時に適切な行動をとるために、災害時避難行動要支援者マニュアルを策定し、市民への周知を行っています。

アンケート結果から、災害時に「避難できない」、「わからない」の回答は5割を超えており、必要な支援としては「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」、「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」と、わかりやすい情報伝達が強く求められています。

障がいの種類により必要となる支援が異なりますが、災害発生後は平常時同様の支援が直ちに受けられなくなる場合もあるため、非常持ち出し用のストマ装具等を準備しておく、ふれあい手帳に常時服用している薬の種類や支援方法を記載し携帯しておくなど、自身に必要な備えをしておくことが必要です。

さらに避難支援体制の整備に関しては、地域ぐるみの支援を行うために、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などの協力により、避難行動要支援者の登録や個別避難計画の作成を進めるとともに、防災と福祉や保健等の関係機関や地域の事業所等とのさらなる連携を図りながら、広域的な支援体制の整備や、福祉避難所の運用方法の検討に取り組む必要があります。

【施策の方向性と関連事業】

①要配慮者対策の推進

- 障がい者の防災体制を強化するため、障がい者の避難行動要支援者登録を推進します。
- 地震等災害発生時は避難行動要支援者の避難誘導、救助をできる限り優先して行います。
- 避難誘導、避難所での生活環境の確保等にあたり、高齢者、障がい者等に十分配慮します。
- 福祉避難所としての機能充実を図るため、民間社会福祉施設における防災対策を推進します。
- 福祉避難所に対して、障がいのある人に対応できるように必要な物品の購入補助を継続します。
- 本人、介助者、福祉避難所等と調整しながら個別避難計画を作成し、福祉避難所への円滑かつ迅速な避難を確保する体制づくりに努めます。

事業名	事業概要	主管課
地域防災拠点事業	福祉避難所に対し、災害時に必要な物品の整備を行います。	障がい福祉課
障がいのある方とサポートする方のための防災ハンドブック	「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」における災害対策部会と共同で、災害への備えや障がいの種類別に気をつけること等をまとめた防災ハンドブックを作成しました。	障がい福祉課
ストマ装具の保管事業	災害時に自己所有のストマ装具の持ち出しができなくなった場合に備えて、市役所の庁舎内で預かったストマ装具を保管します。	障がい福祉課

事業名	事業概要	主管課
緊急通報システム (NET119)	携帯電話及びスマートフォンの緊急通報システム機能を利用して、携帯電話等の画面から消防に緊急通報ができるサービスです。登録は、障がい福祉課及び消防総務課で行います。	障がい福祉課 消防総務課
要配慮者対策の推進	災害時において、高齢者や障がい者など要配慮者の安全確保を図るため、避難行動要支援者を登録するとともに、要配慮者用食料の確保を行います。	福祉総務課 危機管理課

②自主防災活動などの推進

○自主防災組織やボランティア組織との協働により、障がいのある人への災害時の支援体制の充実に努めます。

事業名	事業概要	主管課
自主防災活動などの推進	万一の災害発生時には、地域で高齢者や障がい者に配慮した自主防災活動を行うとともに、対応策を検討するよう働きかけをします。 ・防災アドバイザー委嘱 ・自主防災訓練 ・その他研修会	危機管理課

障がいのある方とサポートする方のための防災ハンドブック

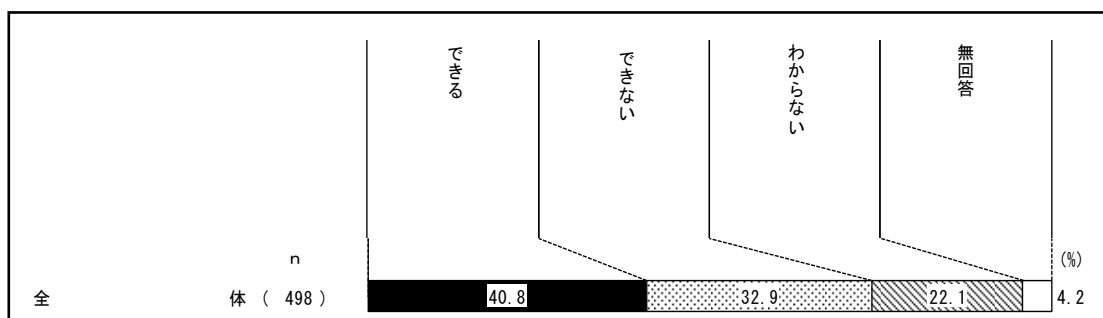


災害への備えや障がいの種類別に気を付けること等、重要な部分にはルビを振り、当事者の方と支援する方に必要となる事項をわかりやすくまとめました。災害時の連絡先リストや非常持出品等のチェックリストも入っているので、自身に必要な事項を記載して整理することができます。

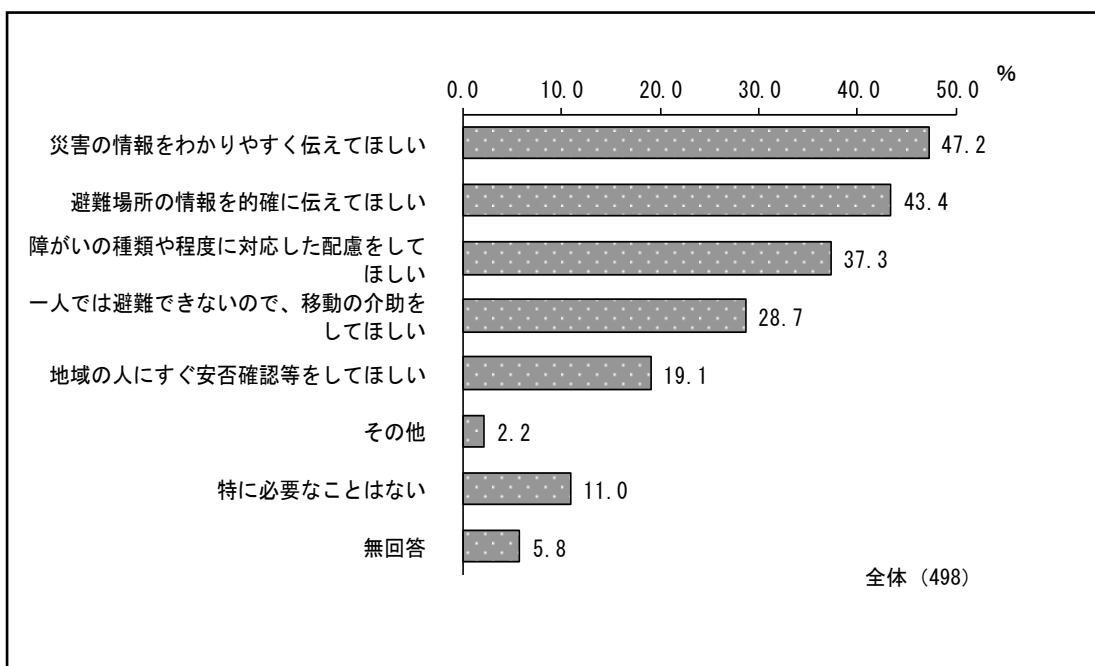
「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」における災害対策部会が主体となり綾瀬市障がい福祉課と共同で作成したもので、市のホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、障がい児者相談支援センターで冊子の配布も行っています。

アンケート結果

問 火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（1つに○）



問 災害で避難する際にどのような支援が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）



ライフステージに合わせた施策展開

28 ページから 60 ページまでは、体系別に施策を掲載してきました。

障がいのある方が、安心して自立した生活を送るためには、これらの施策を複合的に、ライフステージに対応して切れ目なく支援していくことが重要となります。また、相談支援等により現状だけではなく将来を見据えた支援計画を立てることは、障がいのある方や、支援する家族の方等の不安を和らげることにもつながります。

ここでは、ライフステージ毎に必要な施策等を掲載します。

ライフ ステージ	乳 幼 児 期	学 齢 期
	主に0歳～6歳	主に7歳～17歳
状況	生活習慣や人格の基盤など生涯にわたる基礎的な発達を形成する時期。	学校などにおける集団生活などを通じて知識や技術を身に付け、将来の社会的自立に向けて人格を形成していく、学びと成長の時期。
必要な 支援	育児に対して思い悩んでしまう保護者も少なくないため、障がいのある子どもだけではなく、保護者への支援も重要となります。障がいの早期発見・早期支援により、その子どもに合わせた一貫した支援を行っていくことで、将来の可能性を伸ばすことができます。また、次のライフステージである学齢期に向けて、就学相談等の支援も必要になります。	障がいのある子どもや保護者のニーズに合わせた教育が受けられるような支援や、地域での活動や社会参加をしていけるような支援が重要になります。また、子どもの障がいや進路について不安を抱えている保護者もいるため、保護者が相談しやすい体制を整えるとともに、次のライフステージである青壮年期に向けて、就労支援など卒業後の希望につなげるための支援も重要になります。
具体的な 施策例	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅障害児機能訓練事業 ○障がい児相談 ○育成医療 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業 ○就学指導委員会 ○障害児相談支援 ○妊婦健康診査・新生児聴覚検査・乳幼児健康診査 ○出産子育て応援事業 ○保育所等訪問支援事業 ○児童発達支援事業 ○フォロー教室（なかよしサークル） ○障がい児保育 ○私立幼稚園特別支援教育費補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期から継続の事業 ○在宅障害児機能訓練事業 ○障がい児相談 ○育成医療 ○軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業 ○就学指導委員会 ○障害児相談支援 ~~~~~ ○放課後等デイサービス ○特別支援教育就学奨励事業 ○教育支援教室 ○教育相談事業 ○学習支援者派遣事業 ○ふれあいのびのび作品展 ○あやせっ子ふれあいプラザ事業



ライフ ステージ	<div style="text-align: center;"> ➔ 青 壮 年 期 ➔ </div> <div style="text-align: center;">主に 18 歳～64 歳</div>	<div style="text-align: center;"> ➔ 高 齢 期 </div> <div style="text-align: center;">65 歳以上</div>
状況	社会的・経済的な自立を目指すとともに、多くの人や社会と関わりながら自己実現に向けて人生を歩んでいく時期。	障がいの有無に関わらず心や体に変化が現れる時期。
必要な 支援	不慮の事故や病気によって、中途障がい者となる方や、発達障がいなどで、社会に出てから仕事や集団での行動に適応が困難になる人もいます。障がいのある人が自立した地域生活を送るために就労や生活など障がい特性に応じた支援が必要です。介助者も高齢になっていくことから、「親なきあと」の生活についても考え、いざという時にスムーズに支援が受けられる体制を整えておくことも必要です。	障がいのある方だけではなく介助者である家族も高齢なため、家族の負担軽減を図るために相談支援などの体制が重要になります。また、介助者も高齢になっていくことから、「親なきあと」、「介助を担う家族なきあと」の生活についても考え、いざというときにスムーズに支援が受けられる体制を整えておくことも必要です。さらに、65歳以上は障がいの有無に関わらず介護保険法に基づくサービスの対象者となりますが、障がいの特性やこれまでの生活を考慮した支援が必要です。
具体的な 施策例	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査事業・特定保健指導事業 ○健康教育・健康相談事業 ○健康づくり事業 ○更生医療 ○緊急通報システム事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○日常生活自立支援事業への支援 ○成年後見制度専門相談事業 ○計画相談支援 ○訪問指導 ○施設通所交通費助成事業 ○親なきあと講演会の開催 ○障害者就労支援事業 ○福祉スポーツ助成金交付事業 ○障害福祉サービス（居宅介護、グループホーム、就労支援等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●青壮年期から継続の事業 ○特定健康診査事業・特定保健指導事業 ○健康教育・健康相談事業 ○健康づくり事業 ○更生医療 ○緊急通報システム事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○日常生活自立支援事業への支援 ○成年後見制度専門相談事業 ○計画相談支援 ~~~~~ ○ひとり暮らし高齢者等のごみ個別収集事業 ○障害福祉サービス（居宅介護、グループホーム等） ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児者数の推計及び計画の基本的視点と体系

第1節 障がい児者数の推計

障害者手帳所持者数の推計は、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で、総人口に対する割合では、令和5年現在4.79%が令和8年では5.02%で増加すると予測されます。令和5年時点の3,983人から令和8年では4,121人となり、138人の増加が見込まれます。

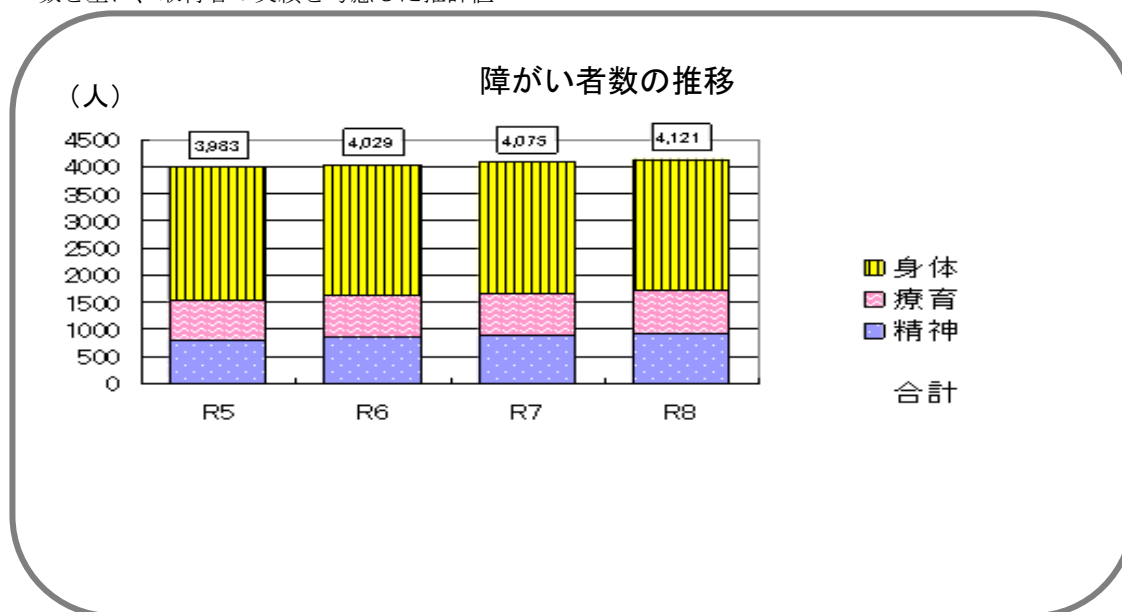
18歳未満については、3障がいともに微増傾向が見込まれます。

人口と各障害者手帳所持者の推計 (単位：人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	83,100	82,751	82,402	82,053
身体障害者手帳所持者数	2,438 (54)	2,427 (51)	2,415 (51)	2,404 (51)
割合(%)	2.93%	2.93%	2.93%	2.93%
療育手帳所持者数	740 (224)	759 (238)	777 (244)	796 (250)
割合(%)	0.89%	0.92%	0.84%	0.97%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	805 (30)	844 (22)	883 (23)	922 (24)
割合(%)	0.97%	1.02%	1.07%	1.12%
合計	3,983(308)	4,029(312)	4,075(318)	4,121(325)
割合(%)	4.79%	4.87%	4.95%	5.02%

※各年4月1日現在 ※総人口は令和2年国勢調査確定値に基づく推計人口を基に推計

※()内は18歳未満の者の内数 ※令和6年～令和8年は、令和5年の障がい児者数に、令和元年～令和5年の増減人数の平均を毎年加えて算出した推計値 ※18歳未満の者は、令和5年の人数を基に、取得者の実績を考慮した推計値



■■■ 第2節 計画の基本的視点 ■■■

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、次の7つの基本的視点に基づいて、具体的な障害福祉サービスの効果的な実施を図ります。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスに関し、身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病などの障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化による、障害福祉サービスの利用を促進します。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者が安心して地域で生活できるよう、「生活」や「就労」といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における関係団体等（民間事業者、NPO等）による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を推進します。

また、地域で安心して希望する暮らしを継続できるよう、障がいの重度化・高齢化や「親なきあと」をはじめ、介助をしている家族等が介助できなくなった場合などを見据えながら地域生活支援拠点の機能の充実を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が受けられるように相談支援体制の強化を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい児者、高齢者、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケア児、難病の患者など生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等が一体となり、また地域住民による支え合いと連動した包括的支援体制の構築に向けた取り組みを継続して行います。

また、障がい児者相談支援センターにて総合的・専門的な相談支援を引き続き行い、就労支援や居住支援にもつなげられる体制を維持していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族への障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児が他分野にまたがる支援を円滑に受けられる体制の強化を行います。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化が進む中においても安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力の積極的な周知等に取り組み、障がい福祉人材の確保を図ります。

7 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい児者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努め、障がい児者が個性や能力を発揮し社会参加しやすい環境の整備を推進します。

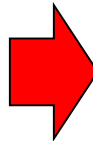
■ ■ ■ 第3節 計画の体系 ■ ■ ■

次のとおり令和8年度の目標を掲げ、障害福祉サービス等必要なサービス量を見込み3年間取り組みます。

第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和5年度の目標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 地域生活支援拠点等の整備 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障がい児支援の提供体制の整備等 5 相談支援体制の充実・強化等 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービス等のサービス量の見込み
訪問系サービス ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス ○ 生活介護 ○ 自立訓練(機能訓練) ○ 自立訓練(生活訓練) ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所(福祉型・医療型)
居住系サービス ○ 自立生活援助 ○ 共同生活援助(グループホーム) ○ 施設入所支援
相談支援 ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援
障害児通所支援等のサービス量の見込み
障害児通所支援 ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ○ 居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
地域生活支援事業のサービス量の見込み
相談支援事業 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣) 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 重度障害者移動支援事業 住宅改良費助成事業 地域活動支援センター その他事業
発達障がい者等に対する支援
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 一般相談支援事業(発達障がい)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 精神障がい者のサービス量 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 ○ 共同生活援助 ○ 自立生活援助



令和8年度の目標
1 福祉施設から地域生活への移行促進 2 地域生活支援の充実 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 障がい児支援の提供体制の整備等 5 相談支援体制の充実・強化等 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
障害福祉サービス等のサービス量の見込み
訪問系サービス ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス ○ 生活介護 ○ 自立訓練(機能訓練) ○ 自立訓練(生活訓練) ○ 就労選択支援 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所(福祉型・医療型)
居住系サービス ○ 自立生活援助 ○ 共同生活援助(グループホーム) ○ 施設入所支援
相談支援 ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援
障害児通所支援等のサービス量の見込み
障害児通所支援 ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 保育所等訪問支援 ○ 居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
地域生活支援事業のサービス量の見込み
相談支援事業 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣) 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 重度障害者移動支援事業 住宅改良費助成事業 地域活動支援センター その他事業
発達障がい者等に対する支援
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 一般相談支援事業(発達障がい)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 精神障がい者のサービス量 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 ○ 共同生活援助 ○ 自立生活援助 ○ 自立訓練(生活訓練)

第2章 各論

■■■ 第1節 令和8年度の目標 ■■■

綾瀬市では、国の基本指針に定める項目を目標として設定しました。

目標1 福祉施設から地域生活への移行促進

<国の指針>

- ・令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

<本市の考え方>

入所者の地域生活移行には、中長期的な視点からサービス内容の周知、利用方法、提供体制など様々な課題解決を図るとともに、本人やその家族の意向を尊重して取り組む必要があります。

多様な地域生活の場を選択できるよう、グループホームの充実や日中活動の場の確保を進めるとともに、地域生活への移行の不安を解消するような体験的な利用の促進等に努めていきます。

また、地域での生活を安心して継続していけるよう、地域定着支援や障がい児者相談支援センターでの一般相談支援事業等の相談体制の確保を継続していきます。

<具体的目標>

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数 (A)	78人	令和4年度末の数
【目標値】 地域生活移行 (B)	6人 (8%)	(A)のうち令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
新たな施設入所利用者 (C)	2人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和8年度末の入所者数 (D)	74人	令和8年度末の利用人員見込み
【目標値】 入所者減少見込み (E)	4人 (5%)	差引減少見込み数 (A-D)

目標2 地域生活支援の充実

<国の指針>

- ・令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討を行うこと。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

<本市の考え方>

基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に施設・事業所と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を充実させていくとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた講演会・相談会等の事業を引き続き実施し、安心して地域生活が送れるように支援していきます。併せて、障がい特性により支援が困難な場合や緊急的な支援が必要な場合は、引き続き県が実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等を活用し、広域な連携を図っていきます。

また、強度行動障害を有する者に関して、状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めていきます。

さらに、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実のため、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」にて、年1回の運用状況の検証を引き続き行っていきます。

目標3 福祉施設から一般就労への移行等

<国の指針>

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所）を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすること。併せて、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上とそれぞれの事業の移行者数の目標値を定めること。
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすること。
- ・就労定着支援事業の利用者数については令和3年度実績の1.41倍以上とすること、また、就労定着率については就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること。

〈本市の考え方〉

福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。能力開発や訓練を行う機関、ハローワーク等関係機関と連携し雇用の場を開拓し、就労の場を確保するとともに、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実を図り、引き続き障がい者の一般就労への支援を行います。併せて、企業に障がいに対する理解等の啓発を行い、企業、障がい者双方が安心できる就労環境の整備を進めます。

また、就労定着支援事業所と相談支援事業所の連携を強化することで、就労後の生活面の課題も含めた就労定着に向けての支援が行える体制の充実を図ります。

〈具体的目標〉

項目	数値	考え方
【基準】 一般就労移行者数（全体）	18人	令和3年度実績
就労移行支援事業	16人	
就労継続支援A型事業	0人	
就労継続支援B型事業	2人	
【基準】 就労定着支援事業利用者数	15人	令和8年度目標
【目標値】 一般就労移行者数（全体）	25人（1.28倍）	
就労移行支援事業	21人（1.31倍）	
就労継続支援A型事業	1人（1.29倍）	
就労継続支援B型事業	3人（1.28倍）	
【目標値】 就労定着支援事業利用者数	22人（1.41倍）	
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所	5割以上	
【目標値】 就労定着支援事業所のうち就労率が7割以上となる事業所	2割5分以上	

目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の指針>

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること。
- ・令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

<本市の考え方>

もみの木園（児童発達支援センター）を中心に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施し、さらに保育所等訪問支援事業等を活用し、インクルージョンを推進します。また、ライフステージに沿って切れ目の無い重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化、幼稚園や保育所等、小学校に対して集団生活への対応や発達の遅れなどがある児童を早期に適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援を行います。併せて、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による障がい児及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

また、重症心身障がい児に対する児童発達支援事業はもみの木園で継続して行い、放課後等デイサービス事業については引き続き医療的ケア児の受け入れを行う事業所を支援するとともに、事業所に周知を行うことで受け入れ先の確保をしていきます。

さらに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として設置している、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」のこども支援連絡会において、もみの木園（児童発達支援センター）に配置している医療的ケア児に関するコーディネーターや専門機関と連携しながら、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援が提供できる体制の強化を行います。

目標5 相談支援体制の充実・強化等

<国の指針>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

<本市の考え方>

基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターで実施している総合的・専門的な相談支援では、関係専門機関と連携し、障がいの種類に応じて専門性のある職員を相談員として配置するとともに、関係機関やもみの木園（児童発達支援センター）等とも連携することで、適切な支援につなげられる体制を継続していきます。

また、市内の相談支援事業所との定期連絡会の開催、事業所の指導や人材育成のための研修会を引き続き実施していきます。併せて、発達障がいや精神的な課題を持つ知的障がいの方への対応や、「親なきあと」を見据えた権利擁護に関する課題にも対応するために司法専門職との連携等に係る研修等も実施し、相談支援体制の強化に向け取り組んでいきます。

さらに、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

<具体的目標>

項目	数値
総合的・専門的な相談支援の実施	引き続き実施
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	54件/年
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12件/年
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回/年

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<国の指針>

- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

<本市の考え方>

障害者総合支援法等の内容の理解等を進め、障害福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修ほか、専門的な知識習得のための各種研修会に障がい福祉課在籍職員の8割程度にあたる10人が参加することを目標とし、今後も継続して積極的に参加していきます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を引き続き実施し、事業所等とも連携をしながら、適正な運営を行っている事業所の確保を継続して行っていきます。

■■■ 第2節 障害福祉サービス・相談支援の種類ごと
の必要量の見込み ■■■

1 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する人に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
居宅介護	見込量(時間/月)	1,293	1,428	1,578	1,743
	実利用者数(人/月)	65	70	75	80
重度訪問介護	見込量(時間/月)	790	990	1,190	1,390
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7
同行援護	見込量(時間/月)	124	124	124	124
	実利用者数(人/月)	14	16	19	21
行動援護	見込量(時間/月)	24	24	24	24
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	見込量(時間/月)	24	24	24	24
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1

※表内の「R5」は、計画策定時点での令和5年度実績見込みです。また、「R6～R8」は現在の状況や過去の伸び率等を基に算定した見込みの数値です。

2 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を有する障がい者に施設又は障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者に施設若しくは障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等に就労することが困難で、雇用契約により継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されていた障がい者で、年齢、心身の状態の事情等で引き続き当該事業所に雇用されることが困難な者、就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された者、50 歳に達している方、又は障害基礎年金1級受給者に就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
生活介護	見込量(人日/月)	3,846	3,946	4,049	4,154	
	実利用者数(人/月)	199	207	215	223	
自立訓練(機能訓練)	見込量(人日/月)	46	46	46	46	
	実利用者数(人/月)	2	2	2	2	
自立訓練(生活訓練)	見込量(人日/月)	94	103	112	123	
	実利用者数(人/月)	14	17	21	27	
就労選択支援	見込量(人日/月)	-	-	2	2	
	実利用者数(人/月)	-	-	2	2	
就労移行支援	見込量(人日/月)	422	422	422	422	
	実利用者数(人/月)	25	25	25	25	
就労継続支援A型	見込量(人日/月)	211	211	211	211	
	実利用者数(人/月)	16	17	18	19	
就労継続支援B型	見込量(人日/月)	2,036	2,250	2,486	2,747	
	実利用者数(人/月)	167	201	241	290	
就労定着支援	実利用者数(人/月)	28	32	37	42	
療養介護	実利用者数(人/月)	9	9	9	9	
短期入所	見込量(日/月)	431	507	595	700	
	実利用者数(人/月)	57	70	85	103	
短期入所(福祉型)	見込量(人日/月)	403	479	567	672	
	実利用者数(人/月)	44	63	78	96	
短期入所(医療型)	見込量(人日/月)	28	28	28	28	
	実利用者数(人/月)	7	7	7	7	

3 居住系サービス

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
共同生活援助	実利用者数(人/月)	78	85	93	101
施設入所支援	実利用者数(人/月)	83	80	78	76

4 相談支援

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する障がい者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しながら、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
計画相談支援	実利用者数(人/月)	32	33	34	36
地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2

■■■ 第3節 障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとの
必要量の見込み ■■■

1 障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の育成、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法上の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援及び医療的ケアを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育士などが、幼稚園や保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
児童発達支援	見込量(人日/月)	686	799	929	1081	
	実利用者数(人/月)	110	124	141	159	
医療型児童発達支援	見込量(人日/月)	5	5	5	5	
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1	
放課後等デイサービス	見込量(人日/月)	2,367	2,813	3,342	3,971	
	実利用者数(人/月)	176	210	251	300	
保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14	
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7	
居宅訪問型児童発達支援	見込量(人日/月)	2	2	2	2	
	実利用者数(人/月)	1	1	1	1	

2 障害児相談支援

サービスの種類	サービスの内容
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、障害児支援利用計画の作成等を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	18	18	19	19

■■■ 第4節 地域生活支援事業の内容及び量の見込み ■■■

1 相談支援事業

サービスの種類	サービスの内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や家族からの相談に応じる相談支援について、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、相談支援を行います。
障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	障がいのある人が、安心して暮らせる地域を作るため、関係機関が情報を共有し、障がい福祉に関する地域の課題を検討し、支援を強化します。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
障害者相談支援事業	箇所数(か所/年)	6	6	6	6	6
障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	箇所数(か所/年)	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	市長申立て(人/年)	3	4	5	6	
	報酬助成(人/年)	8	11	15	20	

2 意思疎通支援事業(手話通訳者等の派遣)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	20	22	24	26	
	延利用件数(件/年)	149	158	168	178	
要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	3	3	3	3	
	延利用件数(件/年)	32	38	45	53	
手話通訳者設置事業	実利用者数(人/年)	20	22	24	26	
	延利用件数(件/年)	1,338	1,646	1,954	2,262	

3 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障がい児者及び難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	6	7	9	11	
自立生活支援用具	給付件数(件/年)	13	13	13	13	
在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	8	8	8	8	
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	11	11	11	11	
排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	366	388	411	436	
居住生活動作補助用具	給付件数(件/年)	3	3	3	3	

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立と社会参加を促します。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
移動支援事業	箇所数(か所/年)	25	26	27	28	
	実利用者数(人/年)	30	30	30	30	
	延利用時間数 (時間/年)	2,058	2,146	2,238	2,334	

5 重度障害者移動支援事業

歩行困難な身体障がい児者で車いすを使用している人を対象に、リフト付き車両等を実行し、障がい児者の社会参加の促進を図ることを目的に実施します。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
重度障害者移動支援事業	延利用者数(人/年)	230	240	251	261

6 住宅改良費助成事業

在宅の重度心身障がい児者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図ります。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
住宅改良費助成事業	給付件数(件/年)	4	4	4	4

7 地域活動支援センター

精神障がいのある人の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター	箇所数(か所/年)	2	2	2	2
	実利用者数(人/年)	162	173	185	198

8 その他事業

サービスの種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度障がい児者に対して、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るとともに、医療的ケアが必要な重度障がい者の受入先の確保を進めます。
社会参加促進事業	文字による情報入手が困難な障がい児者のために、「広報あやせ」等を定期的に点訳、音訳を行い、地域で生活するうえで、必要な情報を提供します。 また、聴覚障がい児者の意思疎通を図るために、必要な手話通訳者と要約筆記者を養成します。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
訪問入浴サービス事業	登録者数(人/年)	3	3	3	3	
日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	58	61	65	70	
社会参加促進事業(点字・声の広報事業)	実利用者数(団体/月)	2	2	2	2	
社会参加促進事業(手話通訳者養成等研修事業)	実利用者数(人/月)	20	20	20	20	

■■■ 第5節 発達障がい者等に関する支援の内容及び

量の見込み ■■■

1 発達障がい者等に対する支援

サービスの種類	サービスの内容
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に付けることを目的とし、児童発達支援センターもみの木園でペアレントトレーニング等の要素を取り入れた勉強会を開催しています。
一般相談支援事業 (発達障がい)	障がい児者相談支援センターで実施している一般相談支援事業では、発達障がい児者や家族の抱える課題に対して、相談支援専門員等の専門職員による相談を実施し、必要な情報の提供や助言等を行っています。

(年度別あたり見込量)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画		
		R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニング	受講者数(人/年)	8	10	12	14
一般相談支援事業 (発達障がい)	延利用者数(人/年)	80	95	110	125

■■■ 第6節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
の構築に係る支援の内容及び量の見込み ■■■

1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	サービスの内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場	「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の精神分野連絡会を中心に、保健・医療・福祉関係者による協議の場として活動していきます。また、目標設定及び評価については「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」で行いながら進めていきます。
精神障がい者の地域移行支援	地域移行支援の見込量のうち、精神障がい者の利用量を抽出しました。
精神障がい者の地域定着支援	地域定着支援の見込量のうち、精神障がい者の利用量を抽出しました。
精神障がい者の共同生活援助	共同生活援助の見込量のうち、精神障がい者の利用量を抽出しました。
精神障がい者の自立生活援助	自立生活援助の見込量のうち、精神障がい者の利用量を抽出しました。
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練)見込量のうち、精神障がい者の利用量を抽出しました。

(年度別あたり見込み)

サービス種類	単位	見込み	第7期計画			
		R5	R6	R7	R8	
保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数(回/年)	5	5	5	5	
	関係者ごとの参加者数(人/回)	8	8	8	8	
	目標設定及び評価の実施回数(回/年)	2	2	2	2	
地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2	
地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	2	2	2	
共同生活援助	実利用者数(人/月)	32	36	40	45	
自立生活援助	実利用者数(人/月)	1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	-	1	1	1	

■■■ 第7節 必要量を確保するための方策 ■■■

1 サービス基盤（質的確保・量的拡充）の充実

今後もサービス基盤の量的拡充を図るため、県と連携しサービスを実施する意向がある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことで事業者の参入を促進します。

また、障がい児者相談支援センターで市内事業者の職員に対する専門的な研修を行うことで、障がいの重度化や高齢化に対応できる人材を養成し確保するとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

2 相談支援の充実とライフステージに応じた切れ目の無いサービスの提供体制の強化

障がい者の方が「自ら望む暮らし」を実現するためには、障害福祉サービスの提供体制だけではなく、それらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。そのため、相談支援の中核機関として位置づける障がい児者相談支援センターで市内の相談支援事業所との連絡会、研修会を行うことで情報共有や相談体制の強化を図り、適切なサービス利用につなげられるようにしていきます。

また、もみの木園（児童発達支援センター）で市内の事業所向け連絡会を行うとともに、医療や教育等の分野との連携強化を図ることで、ライフステージに応じ適切な障害福祉サービス等を円滑に提供できる体制の強化を行います。

3 近隣市町村等との広域的な連携

多様化するニーズに対応し、障害福祉サービス等が選択できる環境を確保するためには、引き続き広域での連携体制が必要です。

今後も市民生活のニーズに応えていける環境づくりを進められるよう、近隣市町村や県の関係機関との連携を継続して実施していきます。

資料編

アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

令和6年度を初年度とする綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定に向けた基礎資料作成のため、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握することを目的とする。

(2) 調査の対象

綾瀬市在住で綾瀬市が援護している障がい者と障がい児の保護者等 1,200 人

対象	身体	知的	精神	発達	合計
手帳所持者と障害福祉サービス利用者から無作為抽出	700 通	216 通	216 通	68 通	1,200 通

(3) 調査の基準日

令和4年12月1日時点

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

(5) 回収状況

発送数	回収数	回収率
1,200 通	498 通	41.5%

(6) アンケート結果の概要

分類	問	単純集計結果	クロス集計結果・課題等
生活	主な介助・支援者	・「夫・妻」が36.1%で最も多く、次いで「父・母」が22.1%と多い	
	主な介助・支援者の年齢	・「75歳以上」が27.0%で最も多く、次いで「65～74歳」が23.4%と多い	・「60～64歳」の人を60歳以上の家族が介助している割合が78.6%、「65～74歳」の人を65歳以上の家族が介助している割合が74.1%となっており、「老々介護」となっているがうかがえる。
	主な介助者が介助できない場合の対応	・「同居していない別の家族や親戚に頼む」が29.7%で最も多く、次いで「同居している別の家族に頼む」が25.6%と多い ・「頼む人がいない」が10.9%	・「同居していない別の家族に頼む」「同居している別の家族に頼む」が53.3%で最も多い。 ・「頼む人がいない」は精神障がいが高く29.8%となっている。
	介助・支援での悩み（介助者と相談して回答）	・「特にない」の31.6%を除くと、「精神的な負担が大きい」が22.9%と最も多い	・年齢別では30～39歳で「精神的な負担が大きい」が42.9%で最も多い。 ・精神障がいでは「精神的な負担が大きい」が40.4%で最も多い。
	現在の暮らしの満足度	・「満足している」・「まあ満足している」を合わせると76.5%	・年齢別では40～49歳で「あまり満足していない」・「満足していない」が35.4%で他の年齢層より多い。 ・障がい種類別では精神障がいでは「あまり満足していない」・「満足していない」が39.6%と多い傾向にある。
	満足していない理由	・「障がいや病気の理解や配慮がなされていない場所が多いから」が36.6%で最も多く、次いで「地域で生活していくうえで利用できるサービスが少ないから」が29.7%と多い	・年齢別では40歳～49歳で「障がいや病気の理解や配慮がなされていない場所が多いから」が58.8%で最も多い。 ・肢体不自由（上肢）、肢体不自由（下肢）の方で「障がいや病気の理解や配慮がなされていない場所が多いから」が35.7%、35.0%と多い傾向にある。
	普段の生活で困っていること	・「特に困ることはない」の36.7%を除くと、「外出が困難」が19.3%と最も多い	・年齢別では30歳～39歳で「外出が困難」が29.6%で多い。65歳～74歳で「特に困ることはない」が51.3%で多い。 ・知的障がいでは「自分の意志が伝わらず、周囲の理解が得られない」が38.0%で多い傾向にある。

分類	問	単純集計結果	クロス集計結果・課題等
生活	今後希望する暮らし	・「現在の家族と一緒に自宅で暮らしたい」が51.6%で最も多い	
	地域での生活の実現・継続に向けて必要なこと	・「経済的な負担の軽減」が34.5%で最も多く、次いで「緊急時等のサポートの充実」が28.7%と多い	・年齢別では50～59歳で「経済的な負担の軽減」が61.0%で多い。30歳～39歳で「緊急時等のサポートの充実」が59.3%で多い。 ・精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が56.2%で多い。
	1か月の外出頻度	・「ほとんど毎日外出する」が35.9%で最も多く、次いで「週に2～3回外出する」が27.7%と多い ・外出目的では、「買い物に行く」が58.8%で最も多く、次いで「医療機関への受診」が55.2%と多い	・音声・言語・そしゃく機能障害の方は他の障がいに比べ外出頻度が高い傾向にある。 ・知的障がいでは「ほとんど毎日外出する」が59.5%と多い。 ・外出目的では、精神障がいの方で「医療機関への受診」が69.9%と多い。
	外出時に困ること	・「特に困ることはない」の29.5%を除くと、「公共交通機関が少ない(ない)」が21.5%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が20.1%で多い	・年齢別では30歳～39歳で「公共交通機関が少ない(ない)」が37.0%で多い。 ・知的障がいでは「困った時にどうすればいいのか心配」が29.1%で多く、身体障がいでは「道路や駅に階段や段差が多い」が24.2%と多い。
	平日日中の過ごし方	・「自宅で過ごしている」が35.1%で最も多く、次いで「会社勤めや自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が14.5%と多い	
	余暇の過ごし方	・「家でゆっくり過ごす」が61.8%で最も多く、次いで「デパートやショッピングセンター等へ買い物に行く」が33.5%と多い	・知的障がいでは現在の余暇の過ごし方について「家でゆっくり過ごす」が72.2%と高い傾向にある。 ・理想とする余暇の過ごし方では「旅行に出かける」が39.2%で最も多く、次いで「観劇・映画・コンサート等に行く」が26.1%となっている。 ・年齢別では理想とする余暇の過ごし方で30～39歳で「旅行に出かける」が66.7%と最も多い。

分類	問	単純集計結果	クロス集計結果・課題等
教育	学校卒業後の進路希望	・「わからない」が40.5%で最も多く、次いで「就職したい」が38.1%と多い	・就職や通所施設の利用に向け、学齢期から青壮年期への移行時の支援に関して、重層的な支援体制の充実が求められています。
	学校卒業後の進路のために希望する支援	・「一般企業への就職支援」が61.9%で最も多く、次いで「教育訓練機関の整備（職業訓練校・各種学校）」が42.9%と多い	・障がいの特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保が必要となる。
就労	現在の就労状況	・「働いている」の回答は23.5%	・「働いている」の回答は18～29歳で72.4%、30～39歳で55.6%、40～49歳で39.6%、50～59歳で44.1%、60～64歳で28.6%。
	働いていない理由	・「高齢のため」を除くと、「病気のため（入院を含む）」が22.1%で最も多く、次いで「働く必要がないため」が17.9%と多い	・18～29歳では「就職先が見つからないため」が37.5%と多く、30～39歳、40～49歳では「病気のため（入院を含む）」が35%以上と多い。 ・精神障がいでは「病気のため（入院を含む）」が46.2%と多い。
	就労、就労の定着のために必要なこと	・「障がいや病気の特性にあった多様な仕事や就労形態」が37.1%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚の理解と協力」が33.9%と多い	・知的障がいでは「自分の長所・得意分野を活かせる職場の確保」も62.0%で多く、精神障がいでは「職場の上司や同僚の理解と協力」も61.6%と多いため、障がいの特性に応じた就労支援と多様な就業形態と就職後の生活面も含めた継続的な支援体制が求められている。
相談	悩み等の相談先	・「家族や親戚」が71.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が22.9%と多い	・知的障がいでは「施設の指導員等」が39.2%、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」が43.8%と多い。
	障がい児者相談支援センターの利用状況	・「利用したことがある」が12.7%、「知っているが利用経験はない」が23.1%	・30～39歳では「利用したことがある」が40.7%が多い。 ・知的障がいでは「利用したことがある」が35.4%が多い。 ・「父・母」が主に介助をしている方の「利用したことがある」は25.5%が多い。 ・自宅で家族と暮らしている方の「利用したことがある」は13.2%が多い。

分類	問	単純集計結果	クロス集計結果・課題等
相談	福祉サービスに関する情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ・「本や新聞、雑誌の記事、テレビのニュース」が28.1%で最も多く、次いで「市や県等の行政機関の相談窓口」、「インターネット」は23.9% 	
権利擁護	障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・「ある」、「少しある」を合わせると42.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいでは「ある」、「少しある」を合わせると70.9%、精神障がいでは68.5%と多い。
	差別や嫌な思いをした場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「外出先」が47.4%で最も多く、次いで「職場」が23.0%と多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外出先」は身体障がいでは56.4%、の肢体不自由（下肢）の方は「外出先」で差別や嫌な思いをしたが70.4%と多い。
	成年後見制度の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.5%、「制度も内容も知らない」が30.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別別では精神障がいでは「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」が39.7%と多い。 ・住まい別では、自宅に一人で暮らしている方で、「制度名も内容も知らない」が34.8%と多い。 ・年齢別では「制度名も内容も知らない」が18～29歳は、48.3%と多い。
災害	災害時に一人で避難できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・「できない」が32.9%、「わからない」が22.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいでは「できない」が53.2%と多く、身体障がいでは「できない」が33.3%と多い。 ・身体障がいの中でも視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由（体幹）で「できない」が50%以上で多い状況。 ・介助・支援者が子どもの方で「できない」の回答が40.0%。
	災害時に家族以外で助けてくれる人の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・「いない」が35.9%、「わからない」が33.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいでは「いない」が50.7% ・自宅に一人で暮らしている人で「いない」の回答が47.0%。
	災害で避難する際に必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が47.2%で最も多く、次いで「避難場所の情報を的確に伝えてほしい」が43.4%と多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚・平衡機能障害の方は「災害の情報をわかりやすく伝えてほしい」が57.1%で最も多い。 ・知的障がいでは「障がいの種類や程度に対応した配慮をしてほしい」が57.0%と多い。

分類	問	単純集計結果	クロス集計結果・課題等
災害	災害時避難行動要支援者制度の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「制度に登録している」は4.6% ・「知らない」は70.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいでは「制度に登録している」が13.9%が多い。 ・年齢別では「知っているが登録はしていない」が65～74歳で22.5%、75歳以上で21.7%と多い。
障害福祉サービス	障害福祉サービス等の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用している」が31.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいでは「利用している」が65.8%と多い。 ・精神障がいでは「サービスを知らない」「サービスの利用方法がわからない」が78.4%で最も高い。
	今後、障害福祉サービス等を利用したいか	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後は利用したいと考えている」が7.1% ・「今の支援者（家族等）が支援できなくなった場合には利用したい」が25.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいでは「利用したいサービスがあれば利用したい」が45.1%で最も多い。 ・知的障がいでは「今の支援者（家族等）が支援できなくなった場合には利用したい」が36.0%で最も多い。 ・「今の支援者（家族等）が支援できなくなった場合には利用したい」は25.4%となっており、介助者の高齢化に伴い利用者の増加が見込まれる。

障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会部会員名簿

（敬称略、順不同）

組 織 名 等	氏 名	備 考
身体障害者福祉協会	西 川 和 朗	部会長
手をつなぐ育成会	大 部 さつき	副部会長
精神障害者家族会あがむの会	工 藤 松 子	
肢体不自由児者父母の会	川 島 和 子	
社会福祉法人聖音会 綾瀬ホーム	菅 沼 竜 也	
社会福祉法人聖音会 さがみ野ホーム	佐 竹 昇 平	
社会福祉法人唐池学園 貴志園	田 中 晃	
児童発達支援センター もみの木園	神 山 幸 子	
地域活動支援センター ファミール	山 口 明 美	
障害者自立支援センター ばらの里	小 玉 洋 丈	
社会福祉協議会	根 本 智 史	
民生委員児童委員協議会	渡 井 よしこ	
公募による市民	小 谷 良 子	
障がい福祉課（事務局）		
障がい児者相談支援センター（事務局）		

障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会開催経過

回	年 月 日	内 容
第1回	令和5年 7月25日	綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）骨子案について
第2回	令和5年 8月25日	綾瀬市障がい者福祉計画素案について
第3回	令和5年 10月25日	綾瀬市障がい者福祉計画最終案、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画案について
第4回	令和6年 2月16日	綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）案について

社会福祉審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

組 織 名 等	氏 名	備 考
社会福祉協議会	鈴木 定 公	
民生委員児童委員協議会	二ノ宮 要 子	会長
綾瀬市自治会長連絡協議会	浅 利 修 三	副会長
老人クラブ連合会	川 島 正 夫	
身体障害者福祉協会	金 子 寿	
綾瀬市保育会	高 野 緑	
介護保険サービス事業所の代表	倉 下 学	
障害福祉サービス事業所の代表	佐 竹 泰 三	
三師会	加 王 文 平	
厚木保健福祉事務所大和センター	加 藤 祐 子	
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	妹 尾 洋 之	

社会福祉審議会開催経過

回	年 月 日	内 容
第1回	令和6年 2月27日	綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）案について（諮問）
第2回	令和6年 3月7日	綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）案について（答申）

社会福祉審議会諮問・答申

(諮問)

綾福第48号

令和6年2月22日

綾瀬市社会福祉審議会会長 様

綾瀬市長 古 塩 政 由

第5期綾瀬市地域福祉計画、綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）及び綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問）

次の計画について、綾瀬市附属機関の設置に関する条例に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

- 1 第5期綾瀬市地域福祉計画
〔 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画 〕
- 2 綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）
〔
 - ・ 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者基本計画
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
 - ・ 児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画〕
- 3 綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
〔
 - ・ 老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
 - ・ 介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画〕

(答申)

令和6年3月7日

綾瀬市長 古 塩 政 由 様

綾瀬市社会福祉審議会
会長 二ノ宮 要子

綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）について（答申）

令和6年2月22日付け綾福第48号で諮問のありました綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）について、当審議会において慎重に審議した結果、内容は妥当なものと認め、ここに答申します。

本計画は、市民アンケート等の現状分析を基に、「相談支援体制の充実・強化等」、「ライフステージに応じた切れ目の無い療育体制の充実」を課題として掲げ、6つの基本目標の下に、具体的な施策が位置付けられているとのことでございます。

これらの施策の推進に向け、関係団体及び関係機関との連携を強化しながら継続的な支援体制の充実を図ることにより、「自ら望む暮らし方」を選べる社会を実現していけるよう、分野横断的に取り組まれるとともに、計画の推進に当たっては、障がいの特性などにより必要とされるサービスも多様化している中、本計画を基本としながらも計画の点検・評価を行うことで変化する市民ニーズをしっかりと把握し、地域の実情や社会の変化等を踏まえつつ、「障がい者が自立し、誰もが安心して快適に生活できるまちづくり」を実現するため、今後も努められることを望みます。

策定経過

年	年 月 日	内 容
令和4年	12月1日～12月23日	障がい児者福祉に関するアンケート調査実施
令和5年	7月25日	第1回 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会
	8月25日	第2回 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会
	10月25日	第3回 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会
令和6年	1月5日～2月5日	パブリックコメント実施
	2月16日	第4回 障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会綾瀬市障がい者福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を含む）策定部会
	2月20日	障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会（報告）
	2月27日	第1回 社会福祉審議会（諮問）
	3月7日	第2回 社会福祉審議会（答申）

近年の法制度の変遷

年	主な法律の施行等	内容
平成 23年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など。
平成 24年	「障害者虐待防止法」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)施行	障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など。
平成 25年	「障害者総合支援法」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)施行	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。
	「障害者優先調達推進法」(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。
平成 28年	「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)施行	障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど。
	「成年後見制度利用促進法」(成年後見制度の利用の促進に関する法律)施行	基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置など。
	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行	発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮など。
平成 30年	「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズのきめ細やかな対応として、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の策定など。
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するため、障がい者による文化芸術活動の推進、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、地方公共団体へ計画策定を努力義務化など。
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、障がい者等にとっての社会的障壁の除去やあらゆる分野における活動に参画する機会の確保等の諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めるなど。

年	主な法律の施行等	内容
令和元年	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行	地方公共団体において障害者活躍推進計画の策定の義務付け、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など。
	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」施行	成年被後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定(欠格条項)を設けている各制度について、心身の状況を、個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するための措置を講じる。
	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、アクセシブルな電子書籍等(デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)の普及を図ること、障がいの種類・程度に応じた配慮がなされることなど。
令和2年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行(一部令和3年4月施行)	共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者等を含むすべての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備するため、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化や国民に向けた広報啓発の取り組み推進など。
令和3年	「障害者差別解消法の一部を改正する法律」成立(令和6年4月施行)	事業者に対する合理的配慮の提供を義務化、行政機関の連携の強化、差別を解消するための支援措置を強化など
令和4年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」成立(令和4年5月施行)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進など 情報の利用におけるバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実など
	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立(令和6年4月施行)	地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援・障がい者雇用の質の向上の推進など 児童発達支援センターの役割の明確化や障がい種別によらない児童発達支援の類型(福祉型・医療型)の一元化など。

用語解説

あ行

NPO

Non Profit Organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせず、福祉、環境、文化・芸術などの分野で、各組織の目標や社会的使命を果たすために活動を行う団体をいう。

エンパワーメント

障がい者が、それぞれの能力と個性を生かし自立した生活を送るために、自ら情報を取得し吟味する力、決定し参加していく力をつけること。

か行

学習障害(LD)

読む、聞く、話す、書く、推理する、計算するなどの能力を取得することが著しく困難な状況の特徴とする、発達障がいの一つ。生まれつきの中枢神経の働きに、何らかの問題があることが原因と考えられている。全般的な発達の遅れではなく、個人内の諸能力の発達における偏りであるという特色がある。

基幹相談支援機能

障がい児者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機能。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。ソーシャルワーカー（一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。）による社会福祉援助技術の一つとされる。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などのこと。

コミュニティバス

市は、「交通不便地区の解消」「公共交通網の充実」「市中心部へのアクセス向上」「高齢者の外出機会の確保」などを目的とし、コミュニティバス「かわせみ」を市内5路線で運行している。運賃は、大人180円・小児90円（小学生以下）で高齢者（65歳以上）及び障がいのある方は割引を受けることができる。高齢者100円、障がいのある方は大人100円小児50円（小学生以下）。

さ行

児童発達支援センター

障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の育成又は集団生活への適応のための訓練を行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等も行う、地域の中核的な療育支援施設。

市民後見人

判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する人で、弁護士及び司法書士などの専門職及び親族ではなく、一般の人のこと。

社会福祉協議会

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性

の高い民間非営利団体。

社会福祉施設

老人、児童、心身障がい者、生活困窮者等社会生活を営むうえで、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、又は更生のための各種治療訓練等を行う施設。老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設などの種類がある。

社会福祉審議会

社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを設置目的とする附属機関。

重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと。日常生活のすべてに介助が必要であり、気管切開やたん吸引などの医療的ケアを必要とする方も多い。

障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会

障害者総合支援法に基づいて、障がい者及びその家族並びに保健、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者が相互の連絡を緊密化し、情報を共有し、連携を図り、地域の実情に応じた障がい者への支援体制整備を協議する機関。

障害者週間

12月3日から9日までの1週間。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

障害の「害」のひらがな表記取扱指針

平成25年4月から、本市行政組織上の課名を「障がい福祉課」に改めることに併せ、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重するとともに、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市が率先して障がいのある方に不快感を与えないよう、「障害」を「障がい」と可能な限りひらがな表記とするための指針。

情報バリアフリー

誰もが、情報通信技術を活用し、その恩恵を受けることができるように、障害を取り除くための方策を指す。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の相談に応じたり、保護者や教職員に対して支援のあり方について助言を行う臨床心理士等をいう。

ストマ

便や尿を排泄するために腹壁に造設された人工的な排泄孔のこと。人工肛門、人工ぼうこうとも呼ばれる。ストマから排泄される便や尿を受けるための用具などのことを「ストマ器具」、ストマが造設されている方のことを「オストメイト」と呼ぶ。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。

た行

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つで、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行うことで、障がい者の自立した地域生活を支援する場。

地域福祉

地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するため

の社会福祉施策とそれに基づく実践をいう。地域福祉の概念は、とらえ方や立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

注意欠陥・多動性障害(ADHD)

注意欠陥、多動性、衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つ。その症状により様々なタイプがあるが、注意力を維持したり、情報をまとめたりすることが苦手な場合が多い。

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある子どもに対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導（言語訓練、聴能力訓練等）を特別の指導の場で行う教育形態。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

特別支援学校

障がい児教育を行う学校（養護学校、盲学校、ろう学校）の呼称。学校教育法の改正により、平成19年4月から障がい児教育を行う学校は、すべて障がいの種類を越えて、「特別支援学校」という呼称に統一されている。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等が加えられている。

な行

難病

原因が定かでない、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが、本来社会のあるべき姿であるという考え方をいう。

は行

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、精神的・身体的な障害（バリア）となるものを取り除こうという考え方をいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がいがある人が、事業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。自立・更生を促進し、生きがいを作るという意味合いがある。

福祉避難所

障がい者や高齢者等で、一次及び二次避難所での共同生活が困難な人が安心して避難生

活ができるよう、災害時に設置・運営される施設のこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。令和3年3月から民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

保健福祉プラザ

綾瀬市保健福祉プラザは、市政の最重要課題ともいえる少子高齢化に適切に対応するため、地域福祉を推進する福祉・介護・保健・医療の連携拠点としての機能を集約した施設。綾瀬市保健福祉プラザ内に障がい児者相談支援センターが設置されている。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場に立った相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

や行

ユニバーサルデザイン

生活していくうえでのバリア（障壁、障害、不便）を取り除いていこうとするバリアフリーをさらに進めて、はじめから、すべての人が利用できる環境、建物・施設、製品等の設計をいう。

要配慮者

防災上何らかの配慮を要する人（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）をいう。

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、手書きやパソコンなどにより文字として伝える人のこと。

ら行

ライフステージ

乳幼児期・学齢期・青壮年期・高齢期等、人の一生を身体的・精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。リハビリテーションには、医学的、教育的、職業的、社会的分野などがあるが、障がいのある人の全人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

療育

発達に何らかの支援が必要な子どもとその保護者を対象に、医療、保健、福祉など様々な側面から相談に応じ、子どもの発達を最大限に引き出す支援を行うこと。

ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

運動器の障がいのために、移動機能の低下をきたして、要介護状態や要介護になる危険の高い状態をロコモティブシンドロームという。ロコモティブシンドロームは、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数の障がいが起き、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。

発行年月	令和6年3月
編集・発行	綾瀬市 福祉部 障がい福祉課
住所	〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地
電話	0467-70-5623 (直通)